

浅川町地域防災計画

【資料編】

(令和6年3月)

浅川町防災会議

<目 次>

【1 防災体制】	1
資料1-1 浅川町防災会議	1
資料1-2 浅川町災害対策本部	5
資料1-3 浅川町職員配備編成計画	10
資料1-4 動員（招集）による各部（課）の職員数及び自動車・貨物車保有台数 ...	11
資料1-5 自主防災組織等	12
資料1-6 市町村消防相互応援協定状況	16
資料1-7 災害応援協定	16
資料1-8 防災関係機関一覧	19
【2 災害危険箇所等】	21
資料2-1 土石流危険溪流箇所	21
資料2-2 急傾斜地崩壊危険箇所	22
資料2-3 山地災害危険地区域	23
資料2-4 砂防指定地	23
資料2-5 土砂災害警戒区域等	24
資料2-6 標 識	26
【3 消防関係】	27
資料3-1 消防力の配備状況	27
資料3-2 消防団	27
【4 水防関係】	29
資料4-1 水防配備体制	29
資料4-2 水防用備蓄器材・資材一覧表	29
資料4-3 水防用器材・資材調達先調	30
【5 情報通信】	31
資料5-1 防災行政無線	31
資料5-2 気象情報・災害情報連絡表	37
資料5-3 被害状況報告書	38
資料5-4 被害認定基準	45
【6 緊急輸送】	47
資料6-1 緊急輸送道路指定路線	47
資料6-2 ヘリコプター臨時離着陸場	47
資料6-3 車輛調達先一覧	47
資料6-4 物資の集積拠点	47
【7 避難救出】	48
資料7-1 避難所一覧	48

資料7-2	避難所関連様式	48
資料7-3	罹災者救出関連様式	50
【8 医療及び助産】		51
資料8-1	医療機関及び医薬品衛生材料調達先調	51
資料8-2	患者移送車両調達先調	51
資料8-3	搬送先指定医療機関一覧	51
資料8-4	ドクターヘリ離着陸場所一覧表	52
資料8-5	医療救護及び助産活動関連様式	52
【9 自衛隊災害派遣】		55
資料9-1	自衛隊要請連絡先	55
資料9-2	隊員宿舎及びヘリポート適地調	55
資料9-3	自衛隊災害派遣関連様式	56
【10 防疫及び保健衛生】		58
資料10-1	消毒薬調達先一覧	58
資料10-2	防疫用器具器材調	58
資料10-3	感染症予防委員（保健協力員）	58
資料10-4	防疫及び保健衛生関連様式	59
【11 廃棄物処理及び障害物の除去】		62
資料11-1	ごみ処理・し尿処理施設一覧	62
資料11-2	住宅障害物除去車両、その他の機械器具調達先一覧	62
資料11-3	障害物除去関連様式	63
【12 救援物資等の調達・確保】		64
資料12-1	食料等の調達先調	64
資料12-2	炊出し実施場所調	65
資料12-3	衣料、その他生活必需品の調達先	66
資料12-4	食料品給与及び炊出し関連様式	67
資料12-5	生活必需品給付関連様式	68
【13 応急給水】		70
資料13-1	応急給水・機械器具薬品資材調達先調	70
資料13-2	応急給水関連様式	71
【14 応急仮設住宅及び住宅応急修理】		72
資料14-1	応急仮設住宅建設候補地リスト	72
資料14-2	応急仮設住宅関連様式	72
【15 行方不明者の捜索、遺体の処理等】		74
資料15-1	遺体の一時収容所一覧	74
資料15-2	火葬場及び墓地所在地一覧	74

資料15-3 行方不明者の搜索、遺体の処理等関連様式.....	76
【16 生活関連施設応急対策】	77
資料16-1 電気工事店一覧.....	77
資料16-2 LPガス販売者一覧.....	77
【17 文教対策】	78
資料17-1 町指定文化財.....	78
資料17-2 埋蔵文化財.....	79
資料17-3 文教対策関連様式.....	81
【18 危険物等施設】	82
資料18-1 危険物施設調.....	82
資料18-2 危険物貯蔵施設一覧.....	82
【19 災害救助法関係】	84
資料19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	84
資料19-2 関連様式.....	91
【20 地震対策関係】	92
資料20-1 第6次地震防災緊急事業五箇年計画	92
資料20-2 気象庁震度階級関連解説表	93
【21 被災者支援】	96
資料21-1 災害弔慰金.....	96

【 1 防災体制】

資料 1 - 1 浅川町防災会議

1 浅川町防災会議設置条例

(昭和 37 年 12 月 28 日条例第 20 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、浅川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浅川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 浅川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 副町長
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認め町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、浅川町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 浅川町防災会議委員名簿

(敬称略)

(令和6年3月現在)

番号	所属機関名	役職名	委員の種別
1	浅川町	町長	会長
2	福島地方気象台	台長	指定地方行政機関の職員
3	福島県県中地方振興局	県民環境部長	福島県の知事の部内の職員
4	福島県県中保健福祉事務所	所長	
5	福島県石川土木事務所	所長	
6	福島県県中農林事務所 須賀川農業普及所	所長	
7	石川警察署	署長	福島県警察の警察官
8	浅川町	副町長	副町長
9	浅川町	総務課長	町の職員
10	浅川町	企画商工課長	
11	浅川町	農政課長	
12	浅川町	建設水道課長	
13	浅川町	保健福祉課長	
14	浅川町	会計管理者兼税務課長	
15	浅川町議会	議会事務局長	
16	浅川町教育委員会	教育課長	
17	浅川町教育委員会	教育長	教育長
18	須賀川地方広域消防本部	消防長	消防長、消防団長
19	浅川町消防団	団長	
20	東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター	所長	指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員
21	東日本電信電話(株)福島支店	設備部長	
22	日本郵便株式会社浅川郵便局	局長	
23	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社水郡線営業所	所長	自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者
24	浅川町行政区長会	会長	
25	浅川町社会福祉協議会	会長	特に必要と認める者
26	社会福祉法人石川福祉会 特別養護老人ホームさぎそう	施設長	
27	浅川町婦人会	会長	

3 浅川町防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、浅川町防災会議設置条例（昭和37年浅川町条例第20号 以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、浅川町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は会長が招集する。

(部会)

第3条 部会の数、名称及び構成については、会長が会議にはかつて定める。

2 部会は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

4 関係部会は、前項の規定により付議された事項調査審議を終わったときは、すみやかに報告書を会長に提出するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この規程は、昭和59年8月1日から施行する。

資料1－2 浅川町災害対策本部

1 浅川町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 28 日条例第 21 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、浅川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 浅川町災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浅川町防災対策本部長条例（昭和37年浅川町条例第21号）第4条の規程に基づき、同条例に定めるもののほか、浅川町条例対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策本部長及び災害対策本部員)

第2条 災害対策本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 会計管理者及び各課長

(2) 議会事務局長

3 災害対策本部長は、必要があると認められるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから随時、適当と認める者を災害対策本部員として、任命することができる。

(本部の組織)

第3条 本部に、別表1に定める部及び班を置く。

2 部長、班長及び班員は、別表1に定める者をもって充てる。

(部及び班の分掌事務)

第4条 部及び班の分掌事務は、別表2に定めるとおりとする。

(委任)

第5条 この規程に定めているもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、その都度災害対策本部長が定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

別表 1

災害対策本部会議	本部長	町長		
	副本部長	副町長 教育長		
	本部員	総務課長 企画商工課長 農政課長 建設水道課長 会計管理者兼税務課長 保健福祉課長 住民課長 議会事務局長 教育課長		
現地災害対策部				
災害対策本部長が指名したもの				
			◎：部長 ○：副部長	□：班長
			総務部（総務課）	庶務班（庶務係）
			◎ 総務課長	□ 庶務係長
			○ 課長補佐	財政班（財政係）
				□ 財政係長
			企画商工部（企画商工課）	企画商工班（企画商工係）
			◎ 企画商工課長	□ 企画商工係長
			○ 課長補佐	
			農政部（農政課・農業委員会）	農政班（農政係・農業委員会）
			◎ 農政課長	□ 農政係長
			○ 課長補佐	
			建設水道部（建設水道課）	建設班（建設係）
			◎ 建設水道課長	□ 建設係長
			○ 課長補佐	水道班（水道係）
				□ 水道係長
			税務部（税務課）	賦課徴収班（賦課徴収係）
			◎ 会計管理者兼税務課長	□ 賦課徴収係長
			○ 課長補佐	出納班（出納係）
				□ 出納係長
			保健福祉部（保健福祉課）	福祉班（福祉係）
			◎ 保健福祉課長	□ 福祉係長
			○ 課長補佐	保健班（保健係）
				□ 保健係長
			住民部（住民課）	戸籍班（戸籍係）
			◎ 住民課長	□ 戸籍係長
			○ 課長補佐	生活衛生班（生活衛生係）
				□ 生活衛生係長
			議会部（議会事務局）	
			◎ 議会事務局長	
			教育部（教育課）	学校教育班（学校教育係）
			◎ 教育課長	□ 学校教育係長
			○ 課長補佐	社会教育班（社会教育係）
				□ 社会教育係長

別表 2

部 名	班 名	分掌事務
総務部	庶務班 財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事。 2. 災害対策本部の庶務に関する事。 3. 総合的災害対策の樹立に関する事。 4. 災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 5. 気象通報の接受及び連絡に関する事。 6. 災害情報の収集に関する事。 7. 町消防団及び広域消防機関との連絡に関する事。 8. 各部との連絡調整に関する事。 9. 自衛隊の派遣要請に関する事。 10. 災害救助法の適用に関する事。 11. 他市町村の派遣要請に関する事。 12. 県に対する応援要請に関する事。 13. 職員の非常招集に関する事。 14. 災害時における職員の動員に関する事。 15. 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 16. 主食の調達に関する事。 17. 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 18. 災害救助基金の運用に関する事。 19. 町有財産の被害の調査並びにその応急復旧に関する事。 20. 災害応急対策費の予算措置に関する事。 21. 町に属する自動車等の配車計画に関する事。 22. 国・県等に対する要望等の資料の作成に関する事。 23. 他に属さないこと 24. 本部長の命ずる応急対策に関する事。
企画商工部	企画商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害調査及びその対策に関する事。 2. 災害写真の撮影、収集、記録及び広報に関する事。 3. 本部長の命ずる応急対策に関する事。
農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業の災害状況調査及びその応急対策に関する事。 2. 農業気象に関する事。 3. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 4. 農産物の技術対策に関する事。 5. 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関する事。 6. 農業水利の確保に関する事。 7. 農地及び農業用施設の調査並びにその応急復旧に関する事。 8. 応急救助のための食料品類及び生活必需品の調達に関する事。 9. 労務提供に関する事。 10. 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 11. 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部 名	班 名	分掌事務
建設水道部	建設班 水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川、砂防施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2. 交通不能箇所の調査及び応急対策に関すること。 3. 水防活動（水防資材の調達を含む）に関すること。 4. 災害関係住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関すること。 5. 町営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6. 災害関係住宅等の建設に関すること。 7. 被災地における飲料水の供給に関すること。 8. 水道施設及び下水道施設の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 9. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
税務部	賦課徴収班 出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋、土地等、私有財産の被害調査に関すること。 2. 税等の減免及び猶予措置に関すること。 3. 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 4. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
保健福祉部	福祉班 保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難民の収容及び避難所に関すること。 2. 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関すること。 3. 災害時における応急医療及び助産に関すること。 4. 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 5. 被災地における感染症の予防に関すること。 6. 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。 7. 社会福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 8. 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 9. 要配慮者の援護対策に関すること。 10. ボランティアに関すること。 11. 義援金品の受付及び配布に関すること。 12. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 13. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
住民部	戸籍班 生活衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災世帯の調査及び援護対策に関すること。 2. 被災地におけるし尿処理、廃棄物の処理及び清掃に関すること。 3. 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4. 被災地におけるペットの保護に関すること。 5. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
議会部	議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡に関すること。 2. 議会災害対策会議の設置及びその事務に関すること。 3. 本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育部	学校教育班 社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の職員の動員に関すること。 2. 教育施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3. 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 4. 被災した児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 5. 被災した児童及び生徒の健康管理及び学校給食に関すること。 6. 災害応急対策のための教育施設等の利用に関すること。 7. 文化財等の被害の調査に関すること。 8. 本部長の命ずる応急対策に関すること。

- 備考 1 各課の長は、部の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の職員を定め、体制を整備しておくものとする。
- 2 分掌事務にあるもののほか、必要に応じ他部の行う事項についての分掌を応援するものとする。
- 3 各課における意思決定権者は課長とし、課長が不在の場合は課長補佐等下位の者とする。

資料1-3 浅川町職員配備編成計画

(令和5年4月1日現在)

課名	部班名	配備要員の数			
		事前配備	警戒配備	第一非常配備	第二非常配備
総務課	課長	1	1	全員	全員
	庶務班	2	2		
	財政班		1		
企画商工課	課長		1	1	全員
	企画商工班			2	
農政課	課長	1	1	1	全員
	農政班	1	3	4	
建設水道課	課長	1	1	1	全員
	建設班	1	3	4	
	水道班		1	2	
税務課	課長		1	1	全員
	賦課徴収班			1	
	出納班			1	
保健福祉課	課長	1	1	1	全員
	福祉班	1	2	4	
	保健班		1	5	
住民課	課長		1	1	全員
	戸籍班			1	
	生活衛生班			1	
議会事務局	局長 議会部		1	1	全員
教育課	課長		1	1	全員
	学校教育班		1	3	
	社会教育班		1	2	

※地震災害の場合は、警戒配備より適用。

資料1-4 動員（招集）による各部（課）の職員数及び自動車・貨物車保有台数

（令和5年4月1日現在）

部	課等別	職員数			保有台数				備考
		男	女	計	マイクロバス	普通車	軽自動車	貨物車	
総務部	総務課	6	1	7		9	1		
企画商工部	企画商工課	3	1	4					
農政部	農政課	3	2	5			1		
	農業委員会	1		1					
建設部	建設水道課	6	2	8		3	2	2tダンプ1 除雪ドーザ2	
税務部	税務課	3	4	7			1		
保健福祉部	保健福祉課	4	5	9	1	1			
	保健センター		6	6		2	1		
	地域福祉センター	(1)		(1)		1			兼務
住民部	住民課	2	2	4		1	1		
教育部	教育課	4	1	5		1	2		
	こども園	1	15	16	1	1	1		
議会部	議会事務局	1	1	2					
計		33	41	74	2	19	10	2tダンプ1 除雪ドーザ2	

資料1－5 自主防災組織等

1 自主防災組織の状況

(令和5年4月1日現在)

番号	組織の名称	会 長	人員 (人)	備 考
1	荒町区防災会	区長	1,518	
2	本町1区防災会	〃	849	
3	本町2区防災会	〃	315	
4	箕輪区防災会	〃	329	
5	袖山区防災会	〃	113	
6	根岸区防災会	〃	101	
7	大草区防災会	〃	233	
8	松野入区防災会	〃	63	
9	中里区防災会	〃	114	
10	東大畑1区防災会	〃	83	
11	東大畑2区防災会	〃	313	
12	畑田区防災会	〃	96	
13	里白石区防災会	〃	411	
14	福貴作区防災会	〃	137	
15	染区防災会	〃	215	
16	滝輪1区防災会	〃	68	
17	滝輪2区防災会	〃	170	
18	山白石1区防災会	〃	58	
19	山白石2区防災会	〃	64	
20	山白石3区防災会	〃	76	
21	山白石4区防災会	〃	78	
22	山白石5区防災会	〃	68	
23	山白石6区防災会	〃	50	
24	山白石7区防災会	〃	75	
25	小貫区防災会	〃	202	
26	太田輪区防災会	〃	147	
合計		26 防災会	5,946 人	

2 行政区の状況

(令和5年4月1日現在)

行政区	班数	世帯数
荒町	53	480
本町1区	25	275
本町2区	20	107
箕輪	16	106
袖山	4	26
根岸	4	27
大草	9	69
松野入	2	14
中里	3	29
東大畑1区	3	32
東大畑2区	11	116
畑田	4	30
里白石	12	130
福貴作	4	41
染	6	62
滝輪1区	4	18
滝輪2区	4	57
山白石1区	4	17
山白石2区	3	20
山白石3区	4	22
山白石4区	3	20
山白石5区	3	18
山白石6区	2	20
山白石7区	3	21
小貫	6	49
太田輪	5	38
計	217	1,844

※各行政区に毎年区より選出された行政区長を配置

3 浅川町〇〇区防災会規約（例事案）

（名称）

第1条 この会は、浅川町 区防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長自宅内に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 幹 事
- (4) 監査役

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指令命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び監事会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長・副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附 則)

この規約は、 年 月 日から実施する。

資料1-6 市町村消防相互応援協定状況

協定締結 先市町村	協定締結年月日	電話番号	応援対象となる災害種別					
			全ての災害	火災	風水害	救急	救助	その他
石川町	H12. 11. 27	0247-26-2111	○					
玉川村		0247-57-3101	○					
平田村		0247-55-3111	○					
古殿町		0247-53-3111	○					
いわき市		0246-22-1111	○					

資料1-7 災害応援協定

1 災害応援協定一覧

協定先	協定名称	概要	締結年月日
浅川郵便局	災害時における浅川郵便局、浅川町間の協力に関する覚書	災害時における相互協力	H9. 10. 1
福島県	福島県総合情報通信ネットワークの設置及び管理運用に関する協定書	福島県総合情報通信ネットワークの設置及び管理運用	H10. 4. 1
いわき市・石川郡4町村	災害時における相互応援協定書	応急対策及び復旧対策	H12. 11. 27
(公財) 隊友会石川支部	災害時における隊友会の協力に関する協定書	災害時における協力	H26. 7. 18
茨城県常陸太田市	原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定書	原子力災害時の県外広域一時滞在	H29. 9. 21
(株)コンド電機	災害用LPガス設備使用に関する合意書	LPガス設備等の供給等	H30. 6. 6
浅川郵便局	浅川町と浅川郵便局との包括連携に関する協定書	地域の活性化等	H31. 2. 18
(株)藤建技術設計センター	災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書	無人航空機（ドローン）による協力活動	R1. 6. 3
神田産業(株)	災害時における物資の供給協力に関する協定書	物資の供給	R1. 9. 7
みやぎ生活協同組合	災害時における物資等の供給協力に関する協定書	物資の供給	R1. 12. 16
ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	情報提供	R2. 2. 4

協定先	協定名称	概要	締結年月日
浅川町建設業協力会	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	応急対策活動	R2. 9. 30
鈴五建設工業(株)	災害時における応急対策業務の支援に関する協定	被害の拡大防止と応急復旧	R2. 10. 2
東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター	災害時の協力に関する協定書	電力設備の迅速な復旧	R2. 12. 21
ヤマト運輸(株)郡山 主管支店	浅川町とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定	地域の活性化及び住民サービスの向上	R3. 12. 15

2 災害応援要請様式

(1) 職員応援要請

職員応援要請書 市町村長 殿 福島県浅川町長 印 災害応急対策のため職員の応援を要請します。	
ア 被害状況	
イ 応援を要する救助の種類	
ウ 応援を要する職種別人員	
エ 応援を要する期間	
オ 応援の場所	
カ その他応援に関し、必要な事項	

地方自治法第 252 条 17 項

(2) 職員派遣要請

職員派遣要請書 殿 福島県浅川町長 印 災害対策基本法第 29 条にもとづいて職員の派遣を要請します。	
1 派遣を要請する理由	
2 派遣を要する職員の職種別人員	
3 派遣を要する期間	
4 派遣される職員の給与その他の勤務条件	
5 その他職員の派遣について必要な事項	

指定地方行政機関の長に要請する場合

資料1-8 防災関係機関一覧

機関名	所在地	連絡先	
浅川町			
浅川町役場	963-6292	電話	0247-36-4121
	浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15	FAX	0247-36-2895
浅川町教育委員会	963-6204	電話	0247-36-2297
	浅川町大字浅川字背戸谷地 144-6	FAX	0247-36-5998
浅川町社会福祉協議会	963-6216	電話	0247-36-3163
	浅川町大字袖山字森下 288	FAX	0247-36-3173
浅川町地域福祉センター	963-6216	電話	0247-36-3163
	浅川町大字袖山字森下 288	FAX	0247-36-3173
消防機関			
須賀川地方広域消防本部	962-0022	電話	0248-76-3111
	須賀川市丸田町 153	FAX	0248-75-3917
須賀川地方広域消防組合 石川消防署	963-7857	電話	0247-26-3161
	石川町字当町 297-1	FAX	0248-94-2049
須賀川地方広域消防組合 石川消防署浅川分署	963-6204	電話	0247-36-2009
	浅川町大字浅川字背戸谷地 157-4	FAX	0248-94-2088
浅川町消防団	963-6292	電話	0247-36-4121
	浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15	FAX	0247-36-2895
福島県			
福島県危機管理部災害対策課	960-8670	電話	024-521-7194
	福島市杉妻町 2-16	FAX	024-521-7920
県中地方振興局県民生活課	963-8540	電話	024-935-1295
	郡山市麓山 1-1-1	FAX	024-925-9026
県中教育事務所総務課	963-8540	電話	024-935-1483
	郡山市麓山 1-1-1	FAX	024-935-1494
県中教育事務所管理課	963-8540	電話	024-935-1489
	郡山市麓山 1-1-1	FAX	
県中教育事務所指導課	963-8540	電話	024-935-1485
	郡山市麓山 1-1-1	FAX	
県中保健福祉事務所	962-0834	電話	0248-75-7800
	須賀川市旭町 153-1	FAX	0248-75-7824
石川土木事務所	963-7808	電話	0247-26-2138
	石川町大字双里字本宮 43-3	FAX	0247-56-1005
須賀川農業普及所	962-0823	電話	0248-75-2180
	須賀川市花岡 34-2	FAX	0248-72-8331
福島県警察本部	960-8686	電話	024-522-2151
	福島市杉妻町 5-75	FAX	
石川警察署	963-7846	電話	0247-26-2191
	石川町字長久保 185-2	FAX	0247-26-8647
浅川駐在所	963-6204	電話	0247-36-2019
	浅川町大字浅川字背戸谷地 112-33	FAX	0247-36-2019
国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	963-0117	電話	024-946-0333
	郡山市安積町荒井 1-5	FAX	
福島地方气象台	960-8112	電話	024-534-0321
	福島市花園町 5-46 福島第二地方 合同庁舎	FAX	024-534-0383
東北農政局 (福島農政事務所地域第四課)	061-0912	電話	0248-22-1241~
	白河市旭町 1-242	FAX	1242 0248-22-1243
東北農政局福島地域センター	960-8107	電話	024-534-4141
	福島市浜田町 1-9	FAX	024-533-8293

機関名	所在地	連絡先	
指定公共機関			
浅川郵便局	963-6204 石川郡浅川町浅川荒町 3-1	電話 FAX	0247-36-2560 0247-36-4340
東北電力ネットワーク（株） 白河電力センター	961-0053 白河市中田 29-1	電話 FAX	0248-23-8107 0248-22-0025
東日本電信電話（株） 福島支店	960-8112 福島市花園町 1-36	電話 FAX	024-522-9393 024-531-7109
自衛隊			
自衛隊郡山駐屯地	963-0201 郡山市大槻町字右衛門林 1	電話 FAX	024-951-0225
その他関係機関			
福島陸運支局	960-8165 福島市吉倉字吉田 54	電話 FAX	024-546-0345 024-545-1561
石川地方生活環境施設組合 （ごみ処理・し尿処理関係）	963-7825 石川町大字沢井字川井 224-1	電話 FAX	0247-26-2784 0247-26-2649
いしかわ清苑 （火葬関係）	963-7825 石川町大字沢井字川井 224-16	電話 FAX	0247-56-3811 0247-56-3185

【ライフラインに関する連絡先】

項目	連絡先	電話番号
電 気	東北電力ネットワーク（株） 白河電力センター	0248-23-8107
	東北電力ネットワーク（株） コールセンター（停電時）	0120-175-366
	東京電力（株）浜通り電力所	0240-22-9108
		0120-21-9108（フリー）
	東京電力（株）平送電所	0246-23-3480
ガ ス	金沢薬局	0247-36-2047
電 話	東日本電信電話（株）福島支店 （福島災害対策室）	024-522-9393
テレビアンテナ（共同）	東京電力関係 日本フィールドエンジニア リング（株）	0247-33-9431
	福島空港関係 福島空港事務所	0247-57-1111

【2 災害危険箇所等】

土砂災害危険箇所

地形図で土砂災害のおそれがあると想定した箇所

資料2-1 土石流危険溪流箇所

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地				砂防指定地の 指定の有無
				郡・市	町・村	大字	字	
1	久慈川	大草川	浜井場	石川	浅川	大草	浜井場	
2	久慈川	大草川	引地作	石川	浅川	大草	引地作	
3	阿武隈川	社川	捨石久保	石川	浅川	里白石	捨石久保	
4	阿武隈川	社川	湯名後田	石川	浅川	山白石	湯名後田	
5	阿武隈川	社川	長戸1	石川	浅川	里白石	長戸	
6	阿武隈川	社川	長戸2	石川	浅川	里白石	長戸	
7	阿武隈川	社川	山根	石川	浅川	浅川	山根	
8	阿武隈川	殿川	城山	石川	浅川	浅川	城山	
9	阿武隈川	殿川	戸屋入	石川	浅川	畑田	戸屋入	
10	阿武隈川	殿川	躰田	石川	浅川	畑田	躰田	
11	阿武隈川	殿川	雲五郎下	石川	浅川	中里	雲五郎下	有
12	阿武隈川	殿川	内畑1	石川	浅川	松ノ入	内畑	有
13	阿武隈川	殿川	内畑2	石川	浅川	松ノ入	内畑	
14	久慈川	大草川	下野内	石川	浅川	大草	下野内	
15	久慈川	大草川	滝ノ沢	石川	浅川	大草	滝ノ沢	
16	久慈川	大草川	岡ノ内	石川	浅川	大草	岡ノ内	有
17	久慈川	大草川	板倉	石川	浅川	大草	板倉	
18	久慈川	大草川	板倉前	石川	浅川	大草	板倉前	有
19	久慈川	大草川	弥五郎内	石川	浅川	大草	弥五郎内	

資料2-2 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地				急傾斜地危険区域 の指定の有無
		郡・市	町・村	大字	字	
1	二渡	石川	浅川	太田輪	二渡	有
2	内畑	石川	浅川	松ノ入	内畑	有
3	下菖蒲庭	石川	浅川	山白石	下菖蒲庭	有
4	橋上沢	石川	浅川	山白石	橋上沢	有
5	東今田	石川	浅川	山白石	東今田	
6	西今田	石川	浅川	山白石	西今田	
7	追越	石川	浅川	染	追越	
8	高梨沢	石川	浅川	里白石	高梨沢	
9	松山	石川	浅川	福貴作	松山	
10	下堀	石川	浅川	中里	下堀	
11	余郷根	石川	浅川	松ノ入	余郷根	
12	曲屋	石川	浅川	山白石	曲屋	
13	花畑	石川	浅川	畑田	花畑	
14	美谷田	石川	浅川	畑田	美谷田	
15	城山	石川	浅川	浅川	城山	

資料2-3 山地災害危険地区域

地区名	場 所	備 考
1 城山	浅川字城山	法指定
2 明神畑	根岸字明神畑	法指定外
3 浜井場	大草字浜井場	〃
4 殿内	〃 字殿内	〃
5 弥五郎内	〃 字弥五郎内	〃
6 入作	松ノ入字入作	〃
7 石原田	畑田字石原田	〃
8 堅石	〃 字堅石	〃
9 石ノ田和	山白石字石ノ田和	〃
10 中田	〃 字中田	〃
11 橋上沢	〃 字橋上沢	〃
12 西今田	〃 字西今田	〃
13 菖蒲庭	〃 字菖蒲庭	〃
14 湯ノ下	〃 字湯ノ下	〃
15 破石	〃 字破石	〃
16 高梨沢	里白石字高梨沢	〃

資料2-4 砂防指定地

指定地 番 号	水系名	河川・ 溪流名	区 域	告示年月日	延長 (m) 面積 (ha)	種 別
586	阿武隈川 右小支	殿川	松ノ入地内	昭和 46. 5. 13 建設省告示 第 850 号	2, 000 7. 36	要設備地
586	阿武隈川	殿川	中里地内他	昭和 54. 1. 23 建設省告示 第 74 号	600 2. 76	要設備地
599	阿武隈川 右小支	畑田川	畑田地内	昭和 49. 5. 20 建設省告示 第 756 号	650 4. 16	要設備地
633	阿武隈川	紅石坂沢	中里地内	昭和 59. 12. 3 建設省告示 第 1604 号	267 1. 07	
633	阿武隈川	紅石坂沢	中根地内他	平成 2. 1. 24 建設省告示 第 76 号	310. 0 0. 63	
803	久慈川 左支	大草川	大草地内他	昭和 16. 5. 31 内務省告示 第 360 号	12. 50	要設備地
803	久慈川	大草川	大草地内他	昭和 51. 4. 27 建設省告示 第 797 号	4, 865 41. 54	要設備地
860	久慈川	滝ノ沢	大草地内	昭和 51. 4. 27 建設省告示 第 1055 号	660 1. 80	要設備地
862	久慈川	板倉沢	大草地内	昭和 54. 4. 12 建設省告示 第 840 号	460. 0 1. 61	

資料2-5 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域

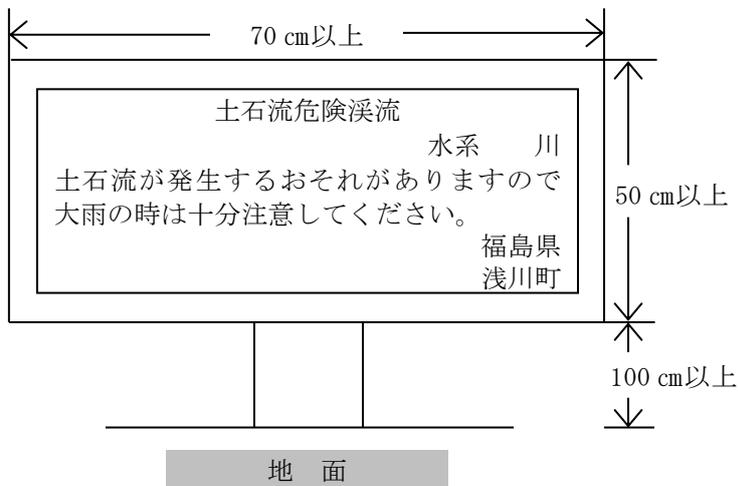
土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所

住 所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
石川郡浅川町 浅川字城山	城山	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 浅川字城山	城山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 浅川字茱萸ヶ沢	山根	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 大草字引地作	引地作	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 211 号	平成 27 年 03 月 27 日
石川郡浅川町 大草字岡野内 -1	火打石岡野内 -1	土石流	警戒区域	福島県告示 第 312 号	令和 03 年 03 月 16 日
石川郡浅川町 大草字岡野内	火打石岡野内 -2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 312 号	令和 03 年 03 月 16 日
石川郡浅川町 大草字下野内	下野内	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 大草字水保田	水保田-1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
石川郡浅川町 大草字水保田	水保田-2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
石川郡浅川町 大草字板倉	板倉	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 大草字板倉前	板倉前-1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 大草字板倉前	板倉前-2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 大草字浜井場	浜井場	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
石川郡浅川町 大草字弥五郎内	弥五郎内	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 太田輪字二渡	二渡-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 755 号	平成 26 年 12 月 26 日
石川郡浅川町 太田輪字二渡	二渡-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 755 号	平成 26 年 12 月 26 日
石川郡浅川町 太田輪字二渡	二渡-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 755 号	平成 26 年 12 月 26 日
石川郡浅川町 里白石字高梨沢	高梨沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 531 号	平成 29 年 07 月 28 日
石川郡浅川町 里白石字石久保	捨石久保	土石流	警戒区域	福島県告示 第 494 号	令和 03 年 06 月 29 日
石川郡浅川町 里白石字長戸	長戸 1	土石流	警戒区域	福島県告示 第 301 号	平成 30 年 03 月 30 日

住 所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
石川郡浅川町 里白石字長戸	長戸2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 染字追越	追越-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 染字追越	追越-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 染字追越	追越-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 中里字雲五郎下	雲五郎下	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 中里字十二代	下堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 畑田字花畑	花畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 畑田字戸屋入	戸屋入	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 畑田字美谷田	美谷田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 福貴作字松山	松山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 松野入字松ノ入	内畑1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第301号	平成30年 03月30日
石川郡浅川町 松野入字内畑	内畑-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 松野入字内畑	内畑2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 松野入字内畑	内畑-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 松野入字余郷根	余郷根	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 山白石字下菖蒲庭	下菖蒲庭	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字宮下	曲屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日
石川郡浅川町 山白石字橋上沢	橋上沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字西今田	西今田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字東今田	東今田-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字東今田	東今田-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字東今田	東今田-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第755号	平成26年 12月26日
石川郡浅川町 山白石字湯名後田	湯名後田	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第531号	平成29年 07月28日

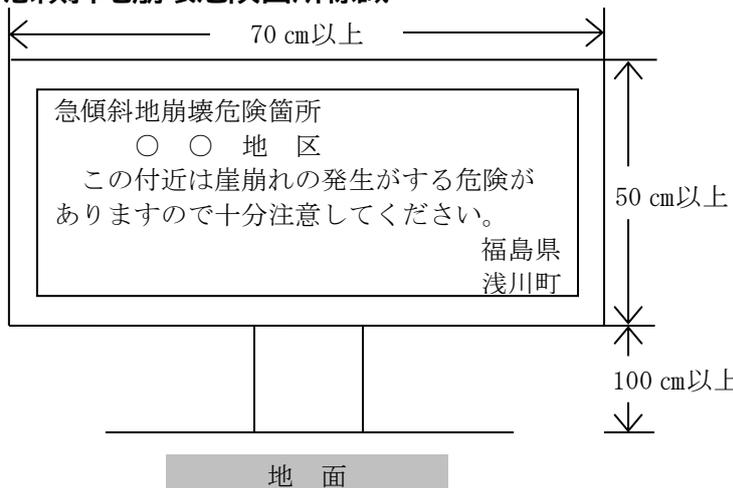
資料2-6 標識

1 土石流危険標識



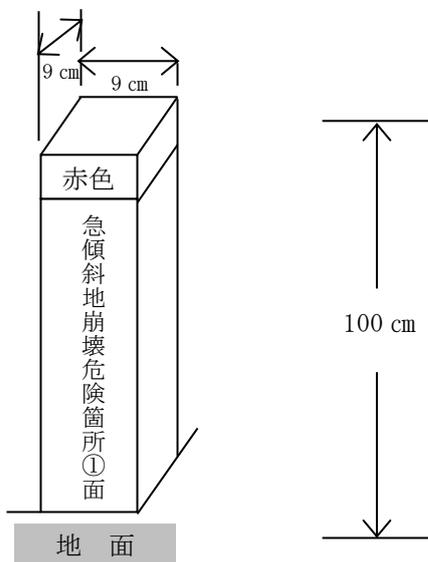
- 注) 1 白地
2 赤枠
3 文字は「危険」のみ赤、他は黒

2 急傾斜地崩壊危険箇所標識



- 注) 1 白地で赤枠を設ける。
2 文字は黒色
3 掲示板の品質は、腐食しないもの。

3 急傾斜地崩壊危険箇所標柱



- 注) 1 標柱の色は、白地で赤枠を設ける。
2 文字は黒色
3 標柱の品質は、腐食しにくいもの。

赤色	赤色	赤色
〇	福島県	この付近は崖崩れの発生危険がありますので十分に注意してください。
〇	浅川町	
地区		④面
②面	③面	

【 3 消防関係】

資料3-1 消防力の配備状況

(令和5年4月1日現在)

区分 名称	消防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ	消防水利		
				防火水槽	消火栓	その他
本部						
第1分団	1	1	1	22	84	
第2分団	1	2	2	15	41	
第3分団		4		11	40	
第4分団		2		9	23	
第5分団		2	2	21	52	
第6分団		2		7	16	
計	2	13	5	85	256	

資料3-2 消防団

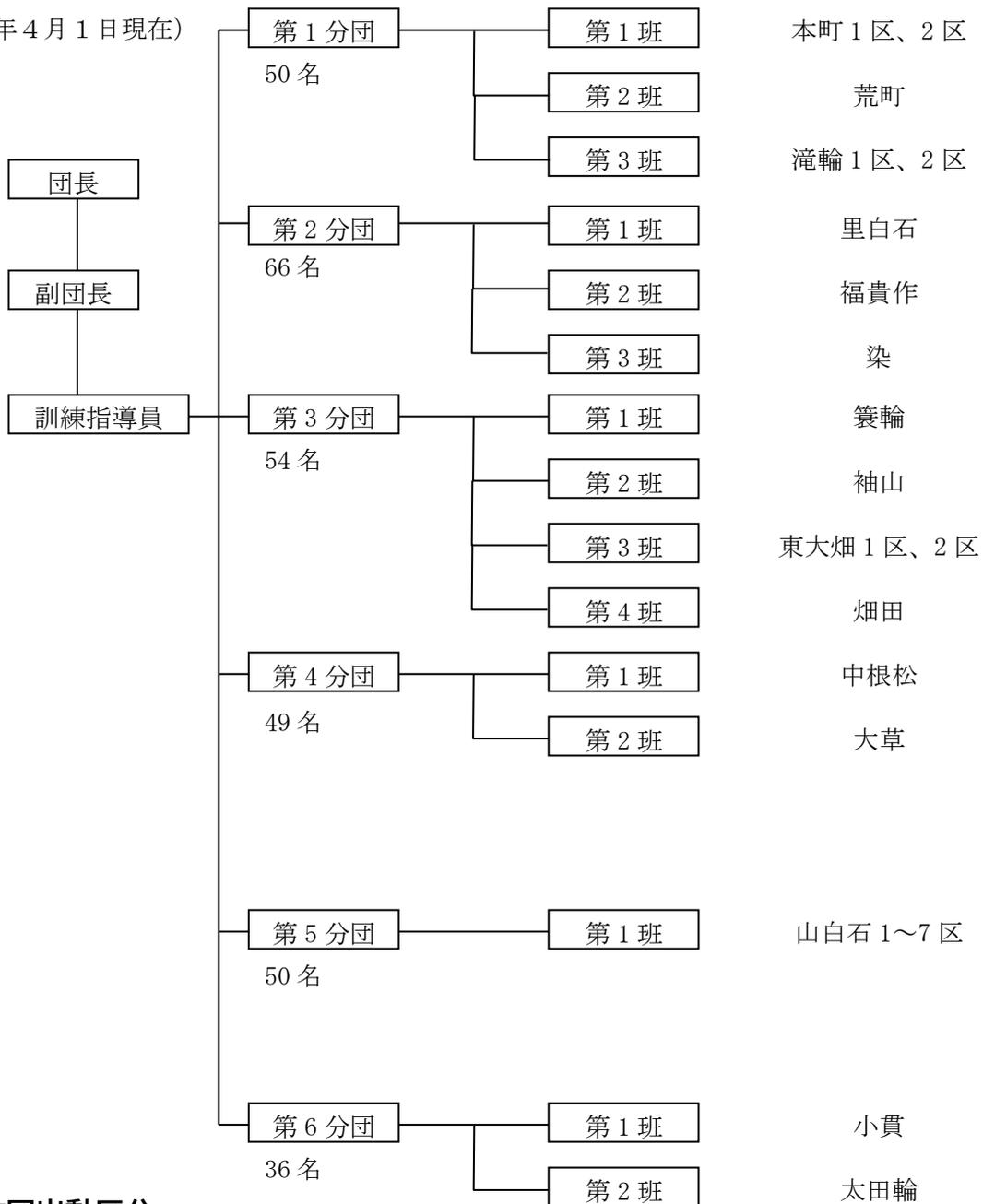
1 消防団の定員配置

(令和5年4月1日現在)

名称	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計
	職名	団長	副団長 訓練 指導員	分団長	副分団長	庶務部長	班長	副班長	団員	
本団		1	5			兼(1)				6
第1分団				1	1		3	3	42	50
第2分団				1	1		3	3	58	66
第3分団				1	1		4	4	44	54
第4分団				1	1		4	4	39	49
第5分団				1	1		1	1	46	50
第6分団				1	1		2	2	30	36
計		1	5	6	6	兼(1)	15	15	263	311

2 消防団組織図

(令和5年4月1日現在)



3 消防団出動区分

警防区分 出動区分	第1警防 (南部地区)	第2警防 (北部地区)	備考
第1出動	当該分団及び隣接分団	当該分団及び隣接分団	第2出動区分で待機 (出動)について状況により分団長指令とする。
第2出動	南部地区3分団	北部地区3分団	
第3出動	全分団 (6分団)	全分団 (6分団)	
応援出動	隣接する分団は状況により出動する (要請の場合はこれに応ずる)		
警戒出動	指令または指定のあった分団		

※出動は上記の区分によるとともに、団長の指令による。

【 4 水防関係】

資料4-1 水防配備体制

(令和5年4月1日現在)

	(機関部) 消防団 本部	第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	計
本 部	6							6
水防作業員		30	46	28	32	36	22	194
各班1名伝令		3	3	4	2	1	2	15
各班2名巡視員		6	6	8	4	2	4	30
資材調達運搬員		9	9	12	9	9	6	54
正副分団長 及予備員		2	2	2	2	2	2	12
計	6	50	66	54	49	50	36	311
水防担当区域	町内一円	滝輪 浅川	染 福貴作 里白石	東大畑・畑田 箕輪・袖山	松ノ入・大草 中里・根岸	山白石	太田輪 小貫	

資料4-2 水防用備蓄器材・資材一覧表

浅川字背戸谷地 112-15

	区 分	数 量
備蓄器材	鎌	10丁
	ハンマー	6丁
	ベンチ	5丁
	スコップ	27丁
	とび口	4丁
	掛矢	5丁
	鋤廉	4丁
	ナタ	4丁
	つるはし	5丁
備蓄資材	チェーンソー	2台
	土のう袋	2,000枚
	大型土のう袋	10枚
	鋸	8丁
	ビニール袋	3,000枚
	縄	10巻
	ビニールシート	10枚
	ロープ	1巻
	杭木	300本
	鉄線	30kg
	照明器具	1台
	拡声器	1台
	携帯無線機	4台
貨物自動車	3台	

資料4-3 水防用器材・資材調達先調

名 称	住 所	電 話	保有資器材
J A夢みなみ 浅川支店	浅川字本町西裏 28-2	36-3155	ツル・唐鍬・ナタ・鎌 スコップ・ロープ等
ダイユーエイト(株) 浅川店	〃 字月斎 31-1	38-1940	ツル・唐鍬・ナタ・鎌 スコップ・ロープ等

【 5 情報通信】

資料 5 - 1 防災行政無線

1 浅川町防災行政用無線局管理運用規程

(昭和 58 年 3 月 23 日規程第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、浅川町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する浅川町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の区分、名称、種別、設置場所は別表第 1 のとおりとする。

(無線系の管理責任者)

第 4 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は無線系の管理、運用の業務を総括し、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にあるものとする。

(無線局管理者)

第 5 条 無線系に無線局管理者をおく。

- 2 無線局管理者は管理責任者の命を受け、無線局及び附帯施設等の適正な管理、運用を図るものとする。
- 3 無線局管理者は総務課長の職にあるものとする。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者をおく。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これをあてる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 管理責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った人員だけ無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため無線従事者の養成に留意するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(第1号様式)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の運用を指揮監督する。
(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備え付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者、無線局管理者及び通信取扱責任者は、無線業務日誌を毎日査閲するものとする。

4 通信取扱責任者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌抄録(第2号様式)を翌年1月までに作成し、管理責任者の査閲を受けるものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(第3号様式)及び無線業務日誌抄録を整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第11条 災害発生時(警報発令時)における連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備等の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 年点検

2 点検項目は、無線局点検表(第4号様式)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者

(2) 年点検は管理責任者

4 予備装置及び予備電源については、毎年2回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異状を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 管理責任者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年1回以上定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 15 条 管理責任者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(無線設備業務委託契約)

第 16 条 遠隔制御子局を設置する須賀川地方広域消防組合石川消防署浅川分署（以下「分署」という。）との間で、災害対策業務に支障を及ぼさないように、業務委託契約を締結するものとする。

2 通信設備の正常な運用をはかるため、分署に無線従事者をおくものとする。

3 前項の無線従事者については、町長が分署職員に委嘱することができる。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年規程第 2 号）

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規程第 4 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15 年規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年規程第 5 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 略)

2 防災行政無線設置場所調

区 分		設置場所	群番号
固定系親局（役場）		浅川字背戸谷地 112-15	
遠隔制御子局（石川消防署浅川分署）		浅川字背戸谷地 157-4	
遠隔制御子局（須賀川地方広域消防本部）		須賀川市丸田町 153	
1	浅川 1（屋外子局）	浅川字大明塚 87- 1	10
2	浅川 2（屋外子局）	浅川字荒町 108	10
3	浅川 3（屋外子局）	浅川字根宿 156-3	10
4	箕輪（屋外子局）	箕輪字池下 50-1	30
5	袖山（屋外子局）	袖山字長峯 21-3	30
6	根岸（屋外子局）	根岸字二升畑 65-3 先	40
7	松野入（屋外子局）	松ノ入字松ノ入 39	40
8	中里（屋外子局）	中里字舞台 1-1	40
9	東大畑（屋外子局）	東大畑字東大畑 170	30
10	畑田 1（屋外子局）	畑田字美谷田 128-2	30
11	畑田 2（屋外子局）	畑田字畑田 71	30
12	滝輪（屋外子局）	滝輪字蔵石 159-2	10
13	大草 1（屋外子局）	大草字石橋 100-1	40
14	大草 2（再送信子局）	大草字二斗蒔 113	40
15	大草 3（屋外子局）	大草字五斗蒔 1	40
16	里白石 1（屋外子局）アンサーバック付	里白石字宿裏 154-7	20
17	里白石 2（屋外子局）	里白石字島田 109	20
18	里白石 3（屋外子局）	里白石字内山 417-1	20
19	福貴作（屋外子局）	福貴作字東竹 167-3	20
20	染（屋外子局）	染字中内迎 150-1	20
21	山白石 1（屋外子局）	山白石字破石 330-1	50
22	山白石 2（屋外子局）	山白石字曲屋 394	50
23	山白石 3（屋外子局）	山白石字本内 69-2	50
24	山白石 4（屋外子局）	山白石字石ノ田和 238	50
25	山白石 5（屋外子局）	山白石字西今田 396-2	50
26	山白石 6（屋外子局）	山白石字橋上沢 89-1	50
27	小貫（屋外子局）アンサーバック付	小貫字社田 28-2	60
28	太田輪（屋外子局）	太田輪字天神前 4-2 先	60
29	浅川分署（屋外子局）	浅川字背戸谷地 157-4	10
30	山白石小学校（再送信子局）	山白石字本内 230-2	50

3 専用通信施設の設置場所調

設置期間	設置場所	電話番号	通信施設			
			呼出名称	空中線電力	周波数	電波形式
石川消防署	浅川分署	36-2009	あさかわしょうぼう 101 (卓上型固定移動局)	10w	—	—
			あさかわぼんぷ 1 (陸上移動局車載用)	10w	—	—
			あさかわきゆうきゆう 1 (陸上移動局車載用)	10w	—	—
			あさかわこうほう 1 (陸上移動局車載用)	10w	—	—
			すかがわ 701 (陸上移動局携帯用)	5 w	—	—
			すかがわ 702 (陸上移動局携帯用)	5 w	—	—
			すかがわ 703 (陸上移動局携帯用)	5 w	—	—
浅川町	浅川町役場	36-4121	ぼうさいあさかわ広報 (固定局)	5 W	69.435	F 3 E
			ぼうさいあさかわ (基地局)	5 W	466.225	F 3 E
			ぼうさいあさかわ 1~6、21、22、41、42 (移動局)	5 W	466.225	F 3 E

4 基地局・移動局の名称等

(車載携帯型一覽)

種類	空中線電力	呼出名称	設置場所	備考
基地局	5 W	ぼうさいあさかわ	浅川町役場	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ1	三菱シシアウトランダー	総務課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ2	スズキエブリィ	総務課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ3	スズキキャリー	住民課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ4	ニッサンADバン	保健福祉課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ5	スズキエブリィ	農政課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ6	スズキキャリー	建設水道課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ7	トヨタラッシュ	建設水道課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ8	トヨタサクシード	建設水道課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ9	トヨタタウンエースバン	建設水道課
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ10		

(携帯型一覽)

種類	空中線電力	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 101	消防車両 指令車	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 102	消防車両 指令車	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 103	保健センター	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 104	保健センター	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 105	中央公民館	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 106	中央公民館	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 107	教育委員会	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 108	教育委員会	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 109	あさかわこども園	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 111	あさかわこども園	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 112	あさかわ図書館	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 113	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 114	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 115	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 116	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 117	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 118	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 119	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 120	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 121	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 122	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 123	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 124	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 125	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 126	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 127	役場放送室内	
陸上移動局	5 W	ぼうさいあさかわ 128	役場放送室内	

資料5-2 気象情報・災害情報連絡表

1 休日及び勤務時間外災害連絡表

通報の区分	通報先		通報の際の要領
	順位	職名	
1 人命、建物その他下記以外に関するもの	1	総務課長	① 災害の種別 ② 発生の場所 を通報 ③ 被害の概要
	2	庶務係長	
2 土木に関するもの・農業に関するもの	1	建設水道課長	
	2	農政課長	
3 上記区分に対応して	3	町長	
	3	消防団長	

2 休日及び勤務時間外の気象通報連絡表

通報の区分	通報先		通報の際の要領
	順位	職名	
1 雨等に関する注意報警報及び火災気象通報	1	総務課長	注意報・警報及び情報を受信した時は、速やかに関係者に通報する。
	2	庶務係長	
2 水防警報に関するもの	1	建設水道課長	
	2	建設係長	
3 農業気象に関するもの	1	農政課長	
	2	農政係長	

資料5-3 被害状況報告書

1 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被害状況報告書										
災害の種類										
災害の発生場所		浅川町大字								
災害の発生年月日		年 月 日 時 分								
報告の時限		日 時現在		発信時刻			時 分			
発信者					受信者					
発信担当者					受信担当者					
ア	罹災総数・人的被害	戸数(棟)	() 戸	セ	被害	一部破損	戸数(棟)	() 戸		
イ		世帯数	世帯	ソ			世帯数	世帯		
ウ		人員	人	タ			人員	人		
エ		死者	人	チ		床上浸水	戸数(棟)	() 戸		
オ		行方不明	人	ツ			世帯数	世帯		
カ		負傷	重傷	人			テ	人員	人	
キ		傷	軽傷	人		ト	床下浸水	戸数(棟)	() 戸	
ク		住家	全壊焼	戸数(棟)		() 戸		ナ	世帯数	世帯
ケ			人員	人		ヌ		人員	人	
コ			半壊焼	戸数(棟)		() 戸	ネ	非住家被害	全壊(焼)	棟
サ	世帯数			世帯	ノ	半壊(焼)	棟			
シ	人員	人	ハ	被害総額		千円				
ス	人員		人	ハ	消防団出動人員		人			
応急措置状況・その他										

2 公衆衛生関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		浅川町大字		
災害の発生年月日		年 月 日 時 分		
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
ア	被害戸数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床上浸水	戸	
エ		床下浸水	戸	
オ	罹災人口		人	
カ	赤痢患者発生数	真 性	人	
キ		疑 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区 分		単 位	数 量	被害額
コ	公衆衛生施設	上水道		千円
サ		簡易水道		
シ		し尿浄化槽		
ス		塵芥処理場		
セ		隔離病舎		
ソ				
タ		計		
応急措置状況・その他				

3 農林水産関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書										
災害の種類										
災害の発生場所		浅川町大字								
災害の発生日		年		月		日		時 分		
報告の時限		日 時現在			発信時刻			時 分		
発信者					受信者					
発信担当者					受信担当者					
区 分		件 数			数 量			被害額 (千円)		
ア イ ウ エ オ カ キ ク	農 地	田	流失埋没							
			冠 水							
		畑	流失埋没							
			冠 水							
		再掲	果樹園							
			桑 園							
小 計										
区 分		流失埋没	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計 (ha)	被害額 (千円)		
ケ コ サ シ ス セ ソ	農 作 物 等	主要食糧農産物								
		そ菜類								
		里樹								
		葉たばこ								
		小 計								
		区 分		件 数			数 量			被害額 (千円)
タ チ ツ テ	家 畜 関 係									
ト ナ ニ ヌ ネ	水 産 関 係	生産施設								
		その他の施設								
		水 産								
小 計										
ノ ハ ヒ フ ヘ	林 業 関 係	林 道								
		林産物								
		林業施設								
		小 計								
ホ マ ミ ム メ	治 山 関 係	崩 壊								
		地すべり								
		治山施設								
		小 計								
モ ヤ イ ユ エ ヨ ラ リ ル レ	農 業 用 施 設 関 係	溜 池								
		頭首工								
		水 路								
		堤とう								
		道 路								
		橋りょう								
		揚水機								
		小 計								
応急措置状況 その他										

4 商工関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書			
災害の種類			
災害の発生場所		浅川町大字	
災害の発生日		年 月 日 時 分	
報告の時限		日 時現在	発信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区 分		件 数	被害額 (千円)
ア	鉱 業		
イ	工 業		
ウ	商 業		
エ			
オ	計		
応急措置状況 その他			

5 土木関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書						
災害の種類						
災害の発生場所		浅川町大字				
災害の発生日		年 月 日 時 分				
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分		
発信者		受信者				
発信担当者		受信担当者				
区 分		県工事		町工事		計
		箇 所	被害額 (千円)	箇 所	被害額 (千円)	箇 所
ア	河 川					
イ	砂 防					
ウ	道 路					
エ	橋りょう					
オ						
カ						
キ						
ク						
ケ	計					
応急措置状況 その他		※被災箇所の一覧表を添付すること。				

6 教育関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		浅川町大字		
災害の発生年月日		年 月 日 時 分		
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区 分		単 位	数 量	被害額 (千円)
ア	中学校			
イ	小学校			
ウ	幼稚園			
エ	小 計			
オ	社会教育施設			
カ	文化財			
キ				
ク				
ケ	合 計			
応急措置状況 その他				

7 その他

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		浅川町大字		
災害の発生年月日		年 月 日 時 分		
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区 分		単 位	数 量	被害額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
応急措置状況 その他				

9 県への報告様式

災害名 _____
 第 _____ 報
 報告時刻 _____
 確定時刻 _____

市町村用

市 町 村 名		
報 告 者 名		
災害対策本部	設置時刻	
	解散時刻	
水防本部	設置時刻	
	解散時刻	
消防職員出動延べ人数		
消防団員出動延べ人数		
人的被害	死者	
	行方不明	
	負傷者	重 傷
物的被害	全 壊	軽 傷
		棟 数
	半 壊	世帯数
		人 数
		棟 数
	一部破損	世帯数
		人 数
		棟 数
	床上浸水	世帯数
		人 数
		棟 数
	床下浸水	世帯数
		人 数
		棟 数
非住家	公共建物	棟 数
	その他	棟 数
避難勧告・指示		避難・指示
		発令時刻
		解除時刻
		地区名
		世帯数
		人 数
		避難・指示
		発令時刻
		解除時刻
		地区名
		世帯数
		人 数
		避難・指示
		発令時刻
		解除時刻
		地区名
		世帯数
		人 数
		避難・指示
		発令時刻
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	
	避難・指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人 数	

資料5-4 被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 （重傷者）1月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷者）1月未満で治癒できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は、同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物と見なす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの

		ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。

【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

※全壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。

【6 緊急輸送】

資料6-1 緊急輸送道路指定路線

1 第1次確保路線

種 別	路線名	区 間 (拠点)
国道	118号	棚倉町境～石川町境

2 第2次確保路線

種 別	路線名	区 間 (拠点)
一般県道	社田浅川線	国道118号～浅川町役場入口

3 第3次確保路線

種 別	路線名	区 間 (拠点)
一般県道	社田浅川線	浅川町役場入口～石川消防署浅川分署
町道	大名大塚背戸谷地線	社田浅川線～浅川町役場

資料6-2 ヘリコプター臨時離着陸場

所在地	名 称	管理者
大字浅川字古語宮134	町民グラウンド	町長

資料6-3 車輛調達先一覧

名 称	責任者氏名	電 話	住 所	所有台数	備 考
(有)小型矢吹運送	矢 吹 晴 雄	36-2710	浅川字大明塚12	2	
千足運送(有)	生 田 目 幸 一	36-4250	簗輪字山敷田62-5	10	

※陸上自衛隊第6特科連隊管内

資料6-4 物資の集積拠点

建物名称	所在地	使用可能面積	備 考
浅川町中央公民館	浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	1,000㎡	

【 7 避難救出】

資料 7-1 避難所一覧

避難所名	所在地	収容可能 人数(人)	避難所の面積		構造	
			屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)	コンクリ ート造	階数
浅川町武道館	浅川字背戸谷地 144-4	310	1,247	0	○	2
浅川中学校	浅川字大明塚 120	210	875	12,442	×	1
浅川小学校	浅川字荒町 108	200	798	6,113	×	1
浅川集会センター	浅川字背戸谷地 122-36	30	135	0	×	1
あさかわこども園	箕輪字板前 137	90	374	11,392	×	1
旧里白石小学校	里白石字寺ノ前 118	200	844	11,778	○	3
染集会所	染字中内 208	20	83	0	×	1
滝ノ台交流センター	滝輪字滝ノ台 49	20	85	0	×	1
旧山白石小学校	山白石字本内 230	200	830	16,011	○	2
山白石多目的研修センター	山白石字島巡り 179	50	239	0	×	2
中里コミュニティ 消防センター	中里字舞台 34-1	10	49	0	×	1
保健センター (福祉避難所)	浅川字大明塚 114-28	50	215	3,103	○	1
地域福祉センター (福祉避難所)	袖山字森下 288	30	140	6,859	○	1
特別養護老人ホーム さぎそう(福祉避難所)	浅川字背戸谷地 177-6	10	5,247	7,533	○	1

資料 7-2 避難所関連様式

1 避難状況調

避難指示				避難			備考	
月日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員		避難時間
9.10 13:05	○○	15	73	○○公民館	14	70	9.10 14:00~ 17:00	自動車

2 避難所収容者名簿

住 所	世帯主	世帯人員	避難所収容期間						
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

(注) 収容人員を月日欄に記入すること。

3 避難所収容台帳

責任者認印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
㊦	9.10 (5日間)	50人	ローソク	50本	9.10 05:00〇〇小学校を避難所として〇〇が責任者となる	
計						

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

4 避難所用物品受払簿

品 名	月 日	受入 (購入)				受入 (購入) 払出し先	払出し 数量	残数量	備 考
		単 位	単 価	数 量	金 額				
ローソク	9.10	本	200	50	1万	〇〇商店 〇〇避難所	50	0	
計									

5 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備 考
〇〇避難所	〇〇		月 日から 月 日まで	人	〇日間		
〇〇避難所	〇〇		月 日から 月 日まで	人	〇日間		天幕利用
計			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				

(注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

資料 7-3 罹災者救出関連様式

1 罹災者救出状況記録及び修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具				修 繕				備 考
			名 称	数 量	所有者氏名	金 額	故障月日	故障の概要	修繕月日	修繕費	

救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

2 罹災者救出用機械器具燃料受払簿

品 名	年月日	購入先・払出先	受			払数量	残数量	備 考
			数量	単価	金額			

3 救出用車両調達先調書

品 名	数 量	調達先			
		名称（責任者）	所在地	電話番号	備 考

【 8 医療及び助産】

資料 8-1 医療機関及び医薬品衛生材料調達先調

区分	名称	電話番号	所在地	品名	備考
医療機関	角田内科医院 胃・大腸クリニック	36-2067	東大畑字新町 10-1		
	深谷クリニック	36-4119	〃 大明塚 112-40		
医薬品	藤田歯科医院	36-2055	東大畑字大名大塚 35		
	こばり歯科	57-6086	箕輪字作田 75		
	鈴木鶴生堂	36-2104	浅川字本町 52		
	金沢薬局	36-2047	〃 本町 4		
	ツルハドラッグ浅川店	38-1268	〃 月斎陣場 1-3		

資料 8-2 患者移送車輛調達先調

調達先	責任者氏名	電話番号	保有台数	備考
浅川町役場 石川消防署浅川分署	総務課長	36-4121	6	
	分署長	119	2	

資料 8-3 ドクターヘリ搬送先指定医療機関一覧

	医療機関名	所在地	電話番号 FAX番号	ヘリポートの状況		
				場所	距離 (km)	搬送方法
1	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1581 024-547-3399	敷地内	0.5	院内患者搬送車又は消防署救急車
2	総合病院福島赤十字病院	福島市八島町 7-7	024-534-6101 024-531-1721	福島赤十字病院	0.1	院内ストレッチャー
3	(一財)太田総合病院 附属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	024-925-1188 024-925-7791	郡山河川防災 ステーション	5.0	院内救急車
4	福島県厚生農業協同 組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211 0248-22-2218	敷地内	0.2	院内救急車・ 消防署救急車
5	(一財)温知会 会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-22-0125 0242-22-8700	敷地内	0.3	院内救急車
6	県立南会津病院	南会津郡南会津町 永田字風下 14-1	0241-62-4333 0241-62-7307	南会津病院	0.1	院内ストレッチャー
7	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2-54-6	0244-22-3181 0244-22-8853	萱浜ニュー スポーツ広場	0.7	消防署救急車
8	いわき市立 総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-1170 0246-26-1170	天上田公園	1.0	消防署救急車

資料8-4 ドクターヘリ離着陸場所一覧表

共通呼称	名称	所在地
浅川-01	旧山白石小学校	山白石字本内 230
浅川-02	浅川小学校	浅川字荒町 108
浅川-03	浅川中学校	浅川字大明塚 120
浅川-04	旧里白石小学校	里白石字寺ノ前 118
浅川-05	浅川町民グラウンド	浅川字古語宮 134
浅川-06	第一精機株式会社浅川工場	大字浅川字大明塚 111-18

資料8-5 医療救護及び助産活動関連様式

1 救護班編成及び活動記録簿

年月日	市町村名	診察患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考
○月○日から ○日間	浅川町	内科○	○	医師○ 薬剤師○ 看護師○ その他○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外科○				
○月○日から ○日間	浅川町	内科○	○	医師○ 看護師○ その他○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外科○				

- (注) 1 「診察患者数」欄は延べ人数を記入する。
 2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。
 3 助産を実施した場合も記入すること。
 4 遺体の処理を実施した場合も記入する。

2 医薬品衛生材料受払簿

単位
 品名 包帯 平方米
 呼称

年月日	摘要	受	払	残	備考
○年○月○日 〃 ○年○月○日	○○薬品(株) ○○病院救護班 ○○病院救護班	○○	○ ○	○ ○	単価○○,○○○円
	計	○ (○○○円)	○ (○○○円)		

- (注) 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3 病院診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員 入院 退院	診療報酬 点数	金額	備考
〇〇	〇〇病院	00.00	〇 〇 -	00,000	00,000	健保
		〇〇日間				
	00.00	〇〇病院	〇〇日間	00,000	00,000	国保
	00.00					
計		〇〇日間	〇 〇 -	00,000	00,000	

(注) 1 「診療人員」欄は、延べ人数を記入すること。

4 救護班出動編成表

〇〇救護班

職名	氏名	期日	自	月	日	時	分
			至	月	日	時	分
班長							
班員							

5 救護班診療記録簿

〇〇救護班

班長医師 氏名 印

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	処置概要	備考

6 救護班医薬品衛生材料使用簿

〇〇救護班

班長医師 氏名

印

医療品衛生材料品名	単位 故障	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
		円					
							計 000,000 (残品返納)

- (注) 1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 3 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

7 助産台帳

分娩者			分娩の日時場所	助産機関名	期間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年 齢					

【 9 自衛隊災害派遣】

資料 9-1 自衛隊要請連絡先

所在地	郡山市大槻町字長右エ門林 1 (024-951-0225 内線 235 県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)
担当窓口	陸上自衛隊第 6 特科連隊第 3 科
時間外	陸上自衛隊郡山駐屯地当直司令 (内線 301 県総合情報通信ネットワーク 811-380-02)

資料 9-2 隊員宿舎及びヘリポート適地調

施設名	責任者氏名	住所	電話番号	収容能力	備考
宿舎					
浅川町中央公民館	公民館長	浅川字背戸谷地 143-5	36-2134	100	
ヘリポート適地					
浅川町民グラウンド	公民館長	〃 古語宮 134	36-4176		
浅川中学校校庭	中学校長	〃 大明塚 120	36-2023		
大同信号(株)グラウンド	浅川事業所長	〃 背戸谷地 177-18	36-4111		

資料9-3 自衛隊災害派遣関連様式

1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

	第	号
	年	月
		日
福島県知事	様	
	浅川町長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

						第	号	
						年	月	日
福島県知事		様				浅川町長		印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）								
年 月 日付御総第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。								
記								
1	撤収日時		年		月		日	時 分
2	撤収理由							
3	その他必要事項							

【10 防疫及び保健衛生】

資料10-1 消毒薬調達先一覧

事業所名	所在地	電話番号	品名及び供給可能量					
			クレゾール 石鹼液 リットル	クロール カルキ リットル	ハイクロン リットル	逆性石鹼 リットル	次亜塩素酸 ソーダ リットル	その他 さらし粉
鈴木鶴生堂	浅川字本町 52	36-2104	100ml 3 500ml 3			100ml 3 500ml 3		
金沢薬局	〃 本町 4	36-2047	500ml 10			500ml 8		500g

資料10-2 防疫用器具器材調

器具・器材名	型式	数量	保管場所	備考
噴霧器	間欠ジェットエンジン	2	浅川町役場	
散布機		1	〃	

資料10-3 感染症予防委員（保健協力員）

地区名	委員数	地区名	委員数
荒町	2名	福貴作	1名
本町1区	1名	染	1名
本町2区	1名	滝輪1区	1名
簗輪	1名	滝輪2区	
袖山	1名	小貫	1名
大草	1名	太田輪	1名
根岸	1名	山白石1区	1名
中里		山白石2区	
松野入		山白石3区	
東大畑1区	1名	山白石4区	1名
東大畑2区		山白石5区	
畑田	1名	山白石6区	
里白石	1名	山白石7区	
合計		18名	

任期は2年 名簿は保健福祉課保管

3 防疫活動状況報告書

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月	区 分	赤痢患者発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防疫活動をしている 市町村数（応援を除く）	防疫活動をしている 保健所数（応援を含む）	職員（雇用職員を含む）の防 疫活動従事者数	本庁職員（雇用職員を含む） の防疫活動従事者数	戸 清潔方法を行った 数	戸 消毒方法を行った 数	戸 鼠族昆虫駆除を行った 数	伝染病予防方法による家庭 用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の 供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所収容人員	備考	
		真 症	疑 似	保 菌者	死 者	真 症	疑 似	保 菌者	死 者															
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間 累計																							

4 防疫業務完了報告書

1	災害発生年月日
2	災害の原因
3	被害の概要
4	町のとった措置の概要
	(1) 災害防疫本部の活動
	(2) 災害援助活動
	ア 医療救護
	イ 給水作業
	(3) 災害防疫活動
	ア 予防宣伝
	イ 調査指導
	ウ 検病調査
	エ 患者処理
	オ 飲料水の確保及び井戸の消毒
	カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
	キ そ族昆虫駆除の実施方法
	ク 避難所の防疫指導
	ケ し尿処理の指導
	コ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
	サ その他
5	感染症の発生状況
6	予防接種
7	予算の概算

5 災害防疫調査指導票

	年月日	年 月 日	実施者
(1)	市町村名		
	総戸数(世帯)	戸	総人口 人
(2)	被害の状況(図は別記に略記すること)		
	床上浸水	戸	床上浸水 戸
	人口	人	その他 戸
	罹災率	——— =	%
(3)	傷病者及び医療救護班の要否		
(4)	炊き出し及び集団避難		
(5)	使用水及び給水班の要否		
(6)	感染症発生状況		
(7)	薬品・器材		
(8)	市町村の能力と動員体制		
(9)	昆虫駆除の地域指定と代執行の必要		
(10)	防疫計画		
	① 検病調査班	月 日 ~ 月 日	個班
	② 消毒班	月 日 ~ 月 日	個班
	③ 昆虫防除	月 日 ~ 月 日	個班

【 1 1 廃棄物処理及び障害物の除去】

資料 1 1 - 1 ごみ処理・し尿処理施設一覧

施設区分	事業所	所在地	電話番号	処理能力	備 考
ごみ処理	石川地方生活環境施設組合	石川町大字沢井字川井 224-1	26-2784	1 日 30 t	
し尿処理	〃	〃	〃	1 日 52kl	
不 燃 物	きららクリーンセンター	石川町大字山形字大下 510	26-7500	5 h 24 t	

資料 1 1 - 2 住宅障害物除去車両、その他の機械器具調達先一覧

名 称	電話番号	住 所	機種・台数	備 考
鈴五建設工業(株)	36-2018	浅川字背戸谷地 158-10	BF1、BD1、TS1、G1	
(株)圓谷建設工業	31-3123	〃 荒町西裏 27	BF2、BD1、TS2	
(有)小松土建	36-2934	山白石字中田 41	BD1	
(有)サンキ興業	36-2627	〃 木和田塚 243	TS1	
(有)笹島管工設備	36-2280	浅川字本町 45-2	TS2	

(注) BF : バックホウ BD : ブルドーザー TS : トラクターショベル G : グレーダー

資料11-3 障害物除去関連様式

1 障害物除去該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	人員数	左の内稼働力者数	生活程度	被害程度	障害物除去予定箇所	備考	実施有無
							上・中・被保護				

2 障害物除去該当者選考調書

罹災台帳番号

校区名	地区名	対象者	住所	氏名
調査員調査事項	資産状況	動産 不動産	職業	
	罹災の概要		家庭の概要	
区長意見				
民生委員意見				
調査総合意見				
要施行有無			調査員	印

3 障害物除去の実施状況記録簿

住家被害程度区分	住所	氏名	職業 家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額 円	備考

【12 救援物資等の調達・確保】

資料12-1 食料等の調達先調

1 米穀販売業者及び米飯提供業者調

区分	商店名	所在地	電話番号
米穀販売	ファミリーショップ みずのや	浅川字本町 115	36-2041
米飯提供	越後屋	〃 本町 28	36-2138
	いしいや	〃 背戸谷地 82-6	36-3403
	やぶ一	〃 本町西裏 8-7	36-2031
	まるみ	〃 本町西裏 88	36-2115
	あじもり	〃 大明塚 6-1	36-4348
	古銭	〃 月斉陣場 21-3	36-3488
	いりえ	箕輪字山敷田 53-8	36-3490
	多満留	里白石字宿裏 228	36-2367
	里の駅	〃 出シ 155	36-4355
	らーめん みそ善	東大畑字大名大塚 142	36-4848
	華月	箕輪字蟹沢 23-1	36-3677
	問屋	里白石字宿裏 175	36-4366

2 食品調達先調

商店名	所在地	電話番号	取扱品目
ファミリーショップ みずのや	浅川字本町 115	36-2041	酒、菓子、調味料
伊勢屋	〃 本町 105	36-2107	菓子
(有)コンビニエント緑川	〃 背戸谷地 112-13	36-2125	酒、調味料、飲食料品
柳沼精肉店	〃 大明塚 21-1	36-4006	食肉
祖父岡屋	〃 〃 59	36-2017	飲食料品、菓子
吉田酒店	〃 〃 70	36-2003	酒、調味料
館茶舗	〃 本町西裏 26-3	36-2372	茶類
直売所あさマルシェ	〃 〃 102-1	36-1123	飲食料品
セブンイレブン福島浅川店	〃 月斉 44-1	36-3898	酒、菓子、飲食料品
リオンドール浅川店	〃 月斉 31-1	36-4555	飲食料品、食肉、鮮魚、野菜、菓子
ツルハドラッグ浅川店	〃 月斉陣場 1-3	38-1268	飲食料品、食肉、酒、調味料、菓子
セブンイレブン浅川箕輪店	箕輪字坂ノ前 111-1	36-1007	酒、菓子、飲食料品
ローソン浅川東大畑店	東大畑字大名大塚 73-1	36-4625	酒、菓子、飲食料品
緑川酒店	〃 寺ノ前 51	36-2210	酒、調味料、飲食料品
小宅製麺所	〃 荒屋郷 522	36-2121	麺類
円谷製麺	福貴作字六斗蒔 251	36-3345	麺類
佐川商店	大草字殿内前 143	36-2144	酒、調味料、菓子、
会田鮮魚店	松野入字内畑 127	36-2522	鮮魚
生田目商店	〃 本内 85-3	36-3111	酒、調味料、菓子

3 食堂業者・製パン業者一覧

商店名	所在地	電話番号	取扱品目
越後屋	浅川字本町 28	36-2138	食堂
多満留	里白石字宿裏 228	36-2367	食堂
まるみ	浅川字本町西裏 88	36-2115	食堂
古銭	〃 月斉陣場 21-3	36-3488	食堂
やぶー	浅川字本町西裏 87	36-2031	食堂
いしいや	〃 背戸地 82-6	36-3403	食堂
らーめん みそ善	東大畑字大名大塚 142	36-4848	食堂
里の駅	里白石字出シ 155	36-4355	食堂
いりえ	箕輪字山敷田 53-8	36-3490	食堂
近藤パン店	浅川字大明塚 117-82	36-3608	パン
華月	箕輪字蟹沢 23-1	36-3677	食堂
アトライ	染字中内 331-1	36-3429	カフェ
問屋	里白石字宿裏 175	36-4366	食堂

4 給食用器物借上先調

借上先（商店名）	所在地	電話番号	運搬車有無	品目・数量
浅川町中央公民館	浅川字背戸谷地 143-5	36-2134		食器 100
まるみ	〃 本町西裏 88	36-2115		〃 100
浅川町学校給食センター	〃 背戸谷地 157-5	36-4330	有	〃 1,300

資料12-2 炊出し実施場所調

建物名称	所在地	炊出し設備		給食可能 人員	炊出所要 人員	備考
		既存設備	臨時借上 設置可能設備			
浅川町中央公民館	大字浅川字背戸谷地 143-5			500	20	

資料 12-3 衣料、その他生活必需品の調達先

商店名	電話番号	所在地	取扱品目
(有)近藤家具店	36-2077	浅川字荒町 120	家具・建具
矢吹商店	36-2250	〃 本町 1	燃料・雑貨
靴の松屋	36-2208	〃 本町 125-4	くつ、かばん
芳賀支店	36-2025	〃 本町 102	紙、文房具
ミドリカワ電機商会	36-2321	〃 本町 107	家電
(株)芳賀商店	36-2001	〃 本町 127	婦人子供服、下着、寝具
金沢薬局	36-2047	〃 本町 4	医薬品燃料
白河商事(株)浅川給油所	36-2173	〃 月斉 20-3	ガソリン、燃料
ツルハドラッグ浅川店	38-1268	〃 月斉陣場 1-3	ドラッグストア
上野電器	36-2298	〃 本町西裏 100	家電
プラネットエダ	36-2059	〃 本町西裏 121	家電
J A 夢みなみ浅川支店	36-3156	〃 本町西裏 28-2	金物
コマキネ	36-2122	〃 月斉陣場 143	時計、眼鏡
鈴木鶴生堂	36-2104	〃 本町 52	医薬品
塩倉屋	36-2046	〃 本町 58	婦人子供服、下着、寝具
信用堂印房	36-2050	〃 本町西裏 88	紙、文房具
(有)わたなべ	36-3105	〃 背戸谷地 177-57	家具、建具
須藤輪業商会	36-2105	〃 本町 84	自転車・乗用車
きくたや	36-2015	〃 本町 89	婦人子供服、呉服
あさでん	36-2072	〃 越巻 21-2	家電
(株)J A サービス夢みなみ浅川セルフ S S	36-3410	東大畑字金田 113	ガソリン、燃料
ダイユーエイト(株)浅川店	38-1940	浅川字月斉 31-1	ホームセンター
(有)千葉商会	36-4036	〃 大明塚 114-24	じゅうたん、カーテン
松本輪業商会	36-2116	東大畑字大名大塚 1	自転車、二輪自転車
小林木工所	36-2231	浅川字背戸谷地 82	建具、サッシ、ガラス

資料12-4 食料品給与及び炊出し関連様式

1 食料品現品給与簿

給与 年月日	給与人数	食数	給与物品内訳			受領者					
			米	乾パン	缶詰	住所	世帯主 氏名	家族数	受領印	避難先 市町村名	備考
	人	食	kg		個			人			

2 炊出し給与簿

浅川町 ○○炊出し場
責任者 氏名 印

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年 月 日	区分				
	朝				
	昼				
	夜				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 炊出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。
 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
 3 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

3 炊出しその他による食品給与物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				摘要(受入 (購入) 払出し先)	払出し 数量	残数量	備考
		単位	単価	金額	数量				

4 炊出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用炊出所の 名称	備考

(注) 「期間」欄は「○月○日から○月○日まで○日間」と記入すること。

資料12-5 生活必需品給付関連様式

1 救助物資受払簿

品名	月日	受入数量	購入の受入先、払出先	支払数量	残数

2 世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時現在第 号

世帯構成員別 被害者	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全壊（焼）													
流出														
半壊														
床下浸水														

（注）全壊（焼）、流出及び半壊（焼）、床下浸水別、大人、小人、及び男女別%を報告のこと。

3 救助物資購入（配分）計画表

種別 品名	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計		
	数量	世帯数	数量	世帯数	数量	世帯数																	

（注） 1 本表は全焼等と半焼等に分けて作成すること。
 2 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品名の所要数となる。

4 救助物資引継書

救助物資引継書

輸送責任者職氏名 印
受領責任者職氏名 印

救助用の物資を次のとおり引き継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量 次のとおり 車両番号 号

品目	単位	輸送数量	引継素量	差引過不足	過不足が生じた理由、その他

【13 応急給水】

資料13-1 応急給水・機械器具薬品資材調達先調

種別	責任者氏名	電話番号	所在地	数量	備考
薬品	(株)オーヤラックス 福島営業所	024-932-7895	郡山市桑野 2-33-1		薬品処理
〃	福味商事(株)	0243-34-2328	本宮市本宮字館町 161-2		〃
資材	(株)共和建商	0248-29-2231	白河市田島字館ヶ崎 4-1		資材全般
〃	富士機材(株)郡山支店	024-941-3621	郡山市田村町金屋字下夕川原 167-4		〃
修繕	産電工業(株)	022-371-1703	仙台市若林区荒井東二丁目 13 番地の 1		電気・計装全般
〃	JFE アクアサービス機 器(株)東北出張所	022-264-2429	仙台市青葉区中央一丁目 6 番 35 号		水処理全般
〃	(有)ムカイ電設	0247-36-3398	簗輪字山敷田 52-21		一般電源
〃	コムロ電設	0247-36-4243	浅川町大字東大畑字行人坊 3-3		〃
〃	(有)サンキ興業	0247-36-2627	山白石字木和田塚 243		給水
〃	(有)笹島管工設備	0247-36-2280	浅川字本町 45-2		〃
〃	藤田建設工業(株)	0247-33-2281	棚倉町字南町 20		補修
〃	三金興業(株)	0248-27-3211	白河市新白河 1-73		〃

資料13-2 応急給水関連様式

1 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	供給 水量	対象人員	給水用機械器具		所有者 (管理者) 氏名	金 額	備 考
				名 称	数 量			

- (注) 1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。
 2 給水用機械器具は、借上書の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品 名		単位呼称					
年月日	摘 要			受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出しを記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておく。

3 給水用機械器具修繕簿

給水用機械 器具の名称	所有者(管理者) 氏 名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

- (注) 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

【14 応急仮設住宅及び住宅応急修理】

資料14-1 応急仮設住宅建設候補地リスト

番号	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考
1	町有地 (大平病院跡地)	浅川町大字浅川 字本町西裏 3-1 他	浅川町	1,782.67	60	全体面積
2	旧里白石小学校校庭	里白石字寺ノ前 118	浅川町 一部借地	6,000	202	校庭面積
3	旧山白石小学校校庭	山白石字本内 230	浅川町	5,000	168	校庭面積
4	J T跡地	浅川町大字浅川 字大明塚 117-1	浅川町	4,841.50	163	全体面積

※建設可能戸数は、福島県災害救助法施行細則に定められている、1戸あたり 29.7㎡で計算している。

資料14-2 応急仮設住宅関連様式

1 応急仮設住宅入居該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中稼働力者		
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	

2 応急仮設住宅該当対象者選定調書

罹災台帳番号							
地区名		町(部落)名		対象者	住所		氏名
調査員 調査事項	資産状況	動産 不動産			職業		
	罹災の概要				家族の概要		
町(部落) 総代意見							
民生委員 意見							
調査員 総合意見							
要施行	有・無	調査員					印

3 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- (注) 1 本台帳は、市町村別とする。
 2 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に対する番号とし、なお、参考として、設置箇所を明らかにした簡単な図面を市町村別に作成し、添付しておくこと。
 3 「住所」欄は、罹災前の住所を記入すること。
 4 「家族数」は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。
 6 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 例えば、「平成〇年〇月公営住宅に入る現在空室」または、「平成〇年〇月増築許可」等。

資料14-3 住宅応急修理関連様式

1 住宅応急修理記録簿

住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概要	修理着工年月日	修理完了年月日	修理費円	備考

2 応急修理該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	被害程度	修理予定箇所	備考
					人員数	家族人員中稼働力者				

(注) 被害度は、計画樹立に参考となるような事項を記載すること。

3 応急修理施行対象者選定調書

罹災台帳番号									
地区名	町(部落)名			対象者	住所	氏名			
調査員調査事項	資産状況	動産・不動産			職業				
	罹災の概要				家族の概要				
町(部落)総代意見									
民生委員意見									
調査員総合意見									
要施行	有・無	調査員							印

【15 行方不明者の捜索、遺体の処理等】

資料15-1 遺体の一時収容所一覧

場 所	収容能力	連絡先		備 考
		住 所	電話番号	
永昌寺	10	浅川字荒町 142	36-2258	
慈眼寺	10	〃 本町 140-1	36-2420	
東林寺	10	中里字寺ノ前 214	36-3348	
来福寺	10	里白石字出シ 363	36-2392	
長徳持	10	山白石字曲屋 357	36-4072	
貫秀寺	10	小貫字宿ノ内 63	36-3653	

資料15-2 火葬場及び墓地所在地一覧

場 所	連絡先		墓地の所在地	埋葬（火葬） 能力	備考
	責任者	電話番号			
永 昌 寺 墓 地	永昌寺	36-2258	浅川字荒町		
背戸谷地共同墓地	荒町区長		〃 背戸谷地		
慈 眼 寺 墓 地	慈 眼 寺	36-2420	〃 本町		
箕輪蟹沢共同墓地	箕輪区長		箕輪字蟹沢		
袖山中ノ町第1共同墓地	袖山区長		袖山字中ノ町		
袖山中ノ町第2共同墓地	〃		〃 中ノ町		
根 岸 共 同 墓 地	根岸区長		根岸字沢尻		
大草石橋共同墓地	大草区長		大草字石橋		
大草平田共同墓地	〃		〃 平田		
松野入共同墓地	松野入区長		松野入字内畑		
松野入内畑共同墓地	〃		〃 内畑		
中里寺ノ前共同墓地	中里区長		中里字寺ノ前		
中里東林寺墓地	東林寺	36-3348	〃 寺ノ前		
中里古屋敷共同墓地	中里区長		〃 古屋敷		
中 里 共 同 墓 地	〃		〃 十二代		
東大畑泉第1共同墓地	東大畑1区長		東大畑字泉		
東大畑泉第2共同墓地	〃		〃 泉		
畑田八ツ堀田共同墓地	畑田区長		畑田字八ツ堀田		
畑田八ツ堀田共同墓地	〃		〃 八ツ堀田		
畑田中ノ町共同墓地	〃		〃 中ノ町		
里白石来福寺墓地	来福寺	36-2392	里白石字出シ		

場 所	連絡先		墓地の所在地	埋葬（火葬） 能力	備考
	責任者	電話番号			
里白石重蓮寺共同墓地	里白石区長	36-3653	里白石字寺ノ前		
里白石内山共同墓地	〃		〃 内山		
里白石高梨沢墓地	〃		〃 高梨沢		
里白石小野久保墓地	〃		〃 小野久保		
福貴作宮松共同墓地	福貴作区長		福貴作字		
福貴作桜町共同墓地	〃		〃		
染 追 越 共 同 墓 地	染 区 長		染字追越		
染 追 越 西 墓 地	〃		〃 追越		
染 原 共 同 墓 地	〃		〃 原		
滝 輪 裏 森 共 同 墓 地	滝 輪 区 長		滝輪字裏森		
山白石梨子ノ草共同墓地	山白石5区長		山白石字梨子ノ草		
山白石蟹田共同墓地	山白石1区長		〃 蟹田		
山白石湯名後田共同墓地	山白石6区長		〃 湯名後田		
山白石木和田塚共同墓地	山白石3区長		〃 木和田塚		
小 貫 貫 秀 寺 墓 地	貫 秀 寺		小貫字宿ノ内		
小貫鍛冶屋唐共同墓地	小 貫 区 長		〃 宿ノ内		
小 貫 由 添 共 同 墓 地	〃		〃 由添		
小 貫 新 屋 敷 墓 地	〃		〃 新屋敷		
小貫ハヌキ沢共同墓地	〃		〃 ハヌキ沢		
小貫久保共同墓地	〃		〃 久保		
小貫久保東共同墓地	〃	〃 久保			
太田輪二渡第1共同墓地	太田輪区長	太田輪字二渡			
太田輪二渡第2共同墓地	〃	〃 二渡			
太田輪土俵場共同墓地	〃	〃 土俵場			
石川地方火葬場	石川地方生活環境施設組合	26-2784			

資料15-3 行方不明者の搜索、遺体の処理等関連様式

1 行方不明者搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。

2 行方不明者搜索用機械器具燃料受払簿

品名	単位呼称	リットル			
年月日	適要	受	払	残	備考

- (注) 1 「適用」欄に購入先、または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3 行方不明者搜索用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有者(管理者)の氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注) 「故障の概要」欄は故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

4 遺体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	遺体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			遺体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

5 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	棺附属品を含む	埋葬又は火葬料	計	

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 町長等が棺、骨箱等を現物で供与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

【16 生活関連施設応急対策】

資料16-1 電気工事店一覧

名 称	所在地	電話番号	備考
市川電設	浅川字大明塚 118-53	36-4136	
ムカイ電設(有)	箕輪字山敷田 52-21	36-3398	
コム口電設	東大畑字行人坊 3-3	36-4243	

資料16-2 LPガス販売者一覧

番号	名 称	住 所	電話番号
1	金沢薬局	〃 本町 4	36-2047

【17 文教対策】

資料17-1 町指定文化財

	指定年月日	種 別	文化財名称	管理者 (所有者)	住 所
1	第1号 昭和54年7月5日	天然記念物	柊木（来福寺）	来福寺	里白石字出シ 363
2	第2号 昭和54年7月5日	美術工芸品	「阿弥陀如来」板碑	永昌寺	荒町 142
3	第3号 昭和62年7月1日	美術工芸品	石像物『ついじの森』	兼子俊幸	蓑輪字坂ノ前 41
4	第4号 昭和63年9月28日	美術工芸品	木和田塚供養塔	緑川正好	山白石字木和田塚 364
5	第5号 平成3年10月1日	美術工芸品	権大僧都有貞法印 ミイラに付随する 権大僧都有貞法印 入定石棺並びに 入定由来書壺巻	ミイラ保存会 会長八木沼正 昭	小貫字新屋敷 14
6	第6号 平成5年4月30日	美術工芸品	染虚空蔵菩薩	染区長	染区
7	第7号 平成8年11月1日	建造物	龍石山寛珠院来福寺本堂	来福寺	里白石字出シ 363
8	第8号 平成13年6月1日	無形 民族文化財	浅川の花火	両町青年会	浅川町 荒町・本町
9	第9号 平成15年5月1日	有形 美術工芸品	中世文書	矢吹安夫	浅川字荒町 3
10	第10号 平成15年5月1日	無形 民俗文化財	お榊明神	蓑輪区長	蓑輪区
11	第11号 平成15年5月1日	無形 民俗文化財	お榊明神	染区長 小貫区長 太田輪区長	染区 小貫区 太田輪区
12	第12号 平成15年5月1日	無形 民俗文化財	お榊明神	福貴作区長	福貴作区
13	第13号 平成15年5月1日	無形 民俗文化財	風袋様	福貴作区長	福貴作区
14	第14号 平成17年3月1日	無形 民俗文化財	からす餅	東大畑1・2 区長	東大畑区

資料17-2 埋藏文化財

番号	名称	所在地	種別	時期	遺構・遺物	
1	松 山 館	福貴作字松山	城館跡	中世	蓋石・土師器片	
2	五斗蒔古墳群	〃 五斗蒔	古 墳	奈		
3	宝 積 寺 跡	〃 東竹	社寺跡	中世		
4	大 熊 館	〃 東竹	城館跡	中世		
5	福 貴 作 横 穴	〃 東竹	古 墳	古		
6	重 蓮 寺 跡	里白石字寺ノ前	社寺跡	中世		
7	白 石 館 跡	〃 長戸	城館跡	中世		
8	安 楽 寺 跡	染字中内	社寺跡	中世		
9	染 供 養 塔	〃 中内	石造物	応永 13 年		
10	木 和 田 塚 館	山白石字木和田塚	城館跡	中世		
11	滝 輪 古 墳	滝輪字裏山	古 墳	古		
12	染 古 墳	染字虚空蔵前	古 墳	奈		
13	稻 荷 前 横 穴 群	太田輪字稻荷前	古 墳	古		
14	二 渡 古 墳 群	〃 二渡	古 墳	古		
15	宝 金 寺 跡	〃 二渡	社寺跡	中世		
16	二 渡 横 穴 群	〃 二渡	古 墳	古		
17	滝輪観音堂石碑	滝輪字森下	石造物	嘉暦 3 年		
18	青 葉 城 跡	浅川字城山	城館跡	平		
19	二 城 館	小貫字蛇沢	城館跡	中世		
20	背戸谷地古墳群	浅川字背戸谷地	古 墳	奈		
21	永 昌 寺 石 仏	〃 荒町	石造物	天文 10 年 以前		
22	永 昌 寺 供 養 塔	〃 荒町	石造物	嘉暦 4 年		
23	吉 野 館	〃 荒町	城館跡	中世		
24	賀貫沢古墳群	小貫字賀貫沢	古 墳	古		
25	今井館	浅川字本町	城館跡	中世		
26	新町	東大畑字新町	散布地	古		土師器片
27	観音堂供養塔	袖山字森下	石造物	中世		
28	袖山館	袖山字中ノ町	城館跡	中世		
29	中里館跡	中里字御前沢	城館跡	中世		
30	蓑輪坂ノ前古墳群	蓑輪字坂ノ前	古 墳	古墳		人骨・刀剣・土 師器
31	板碑・阿弥陀如来	浅川字荒町	石造物	中世		
32	〃	〃	〃	〃		
33	板碑（無名）	大字里白石字出シ	〃	〃		
34	〃	〃	〃	〃		
35	〃（釈迦如来）	〃	〃	〃		

番号	名称	所在地	種別	時期	遺構・遺物
36	〃	〃	〃	〃	
37	岩塚山板碑阿弥陀如来	里白石字高梨沢	〃	〃	
38	板碑阿問如来	〃	〃	〃	
39	〃 不動明王	〃	〃	〃	
40	〃 阿弥陀如来	染字中内迎 28	〃	〃	
41	〃	〃 字地獄谷地	〃	〃	
42	〃 梵字は不明	〃	〃	〃	
43	〃 釈迦如来	畑田字中ノ町地藏 堂内	〃	〃	
44	板碑は庚申塔	〃	〃	〃	
45	板碑阿弥陀如来	根岸字森際阿弥陀 堂内	〃	〃	
46	〃	〃	〃	〃	
47	〃 供養塔	山白石字曲屋	〃	〃	
48	〃 阿弥陀如来	袖山字森下	〃	〃	
49	〃	〃	〃	〃	
50	〃	浅川字城山旧城跡	〃	〃	
51	〃 釈迦如来	〃	〃	〃	
52	〃	〃	〃	〃	
53	〃 無名	〃	〃	〃	
54	〃 釈迦如来	〃	〃	〃	
55	〃 供養塔	〃	〃	〃	
56	窯跡よりの破片出土品	袖山字細町 189	窯 跡	古・奈	
57	土師器破片	滝輪字芝原 70	他	〃	
58	土師器須恵器	小貫字鍛冶屋前	〃	〃	
59	土師器須恵器破片	東大畑字大名大塚 新町	〃	〃	
60	〃	染字櫻町向原	〃	〃	
61	製鉄場窯跡より金ご石 出土	城山並びに大日山 東側谷間蛇の目	製鉄跡	近・世	
62	土師器須恵器出土品	太田輪字牛方田	他	古・奈	

資料17-3 文教対策関連様式

1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿

罹災台帳番号	児童氏名	中・小別	学年	保護者(世帯主)	受領印	教科書						学用品				

(注) 本表は学年別に分けて作成すること。

2 学用品購入(配分)計画書

品名 単価		小学生			中学生			合計		備考
		小中学区分	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	数量	

3 学用品受払簿

品名	月日	受入数量	摘要	払出数量	残

4 教科書購入(配分)計画書

教科書名 教科		1年			2年			3年			合計		備考	
		学年	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数		金額

【 18 危険物等施設】

資料 18-1 危険物施設調

区 分	施設名	施設数	数量 (ℓ)
貯 蔵 所	屋外タンク貯蔵所	3	20,000
	屋内タンク貯蔵所	1	15,000
	地下タンク貯蔵所	7	84,900
	屋内貯蔵所	4	12,940
	屋外貯蔵所	1	4,000
	移動タンク	2	3,900
取 扱 所	給油取扱所	7	327,674
	給油取扱所 (自家用)	1	9,600
	一般取扱所	6	41,300
区 分	ミニローリー	15	10,360.3

資料 18-2 危険物貯蔵施設一覧

1 給油取扱所

事業所名	設置場所	危険物の類・品名・数量			
白河商事(株)浅川給油所	浅川字月斉 20-3	第4類	ガソリン 灯油 廃油	28,000ℓ 9,600ℓ 1,800ℓ	軽油 19,200ℓ オイル 1,000ℓ
(株)J Aサービス夢みなみ 浅川セルフ給油所	東大畑字金田 113	第4類	ガソリン 灯油	50,000ℓ 15,000ℓ	軽油 15,000ℓ 廃油 1,900ℓ
生田目商店	山白石字本内 5-3	第4類			軽油 574ℓ オイル 200ℓ

2 一般取扱所

事業所名	設置場所	危険物の類・品名・数量		
矢吹薪炭店	浅川字本町 1	第4類	灯油	1,500ℓ
(株)ダイユーエイト浅川店	浅川字月斉 31-1	第4類	灯油	29,800ℓ

3 屋内貯蔵所

事業所名	設置場所	危険物の類・品名・数量
大同信号(株)浅川事業所	浅川字背戸谷地 117-18	第4類 1 石シンナー類 1,000ℓ ガソリン 200ℓ メタノール 100ℓ 2 石塗料類 1,400ℓ 軽油 800ℓ 塗料類 1,400ℓ 3 石塗料類 1,500ℓ メタラック 200ℓ 4 石エポキシ混和物 200ℓ アルコール類 200ℓ
(株)ニッセイ	袖山字梵天山 4	第4類 2 石カンプレス 600ℓ UF クリナー 600ℓ 3 石バイトル 400ℓ バリオカット 600ℓ 4 石ダフニスパーハイド 1,200ℓ ハイマルチ 32 400ℓ oildag 400ℓ ダフニスパーギャオイル 60ℓ シェルテラスオイル 68ℓ 灯油 600ℓ 廃油 1,400ℓ

4 屋内タンク貯蔵所

事業所名	設置場所	危険物の類・品名・数量
大同信号(株)浅川事業所	浅川字背戸谷地 117-18	第4類 重油 5,400ℓ A重油 2,800ℓ

5 移動タンク貯蔵所

事業所名	設置場所	危険物の類・品名・数量
白河商事(株)浅川給油所	浅川字月斉 20-3	第4類 灯油 2,000ℓ

【19 災害救助法関係】

資料19-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

令和5年度災害救助基準（令和5年4月1日現在）

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
収容施設の 供与	避難所の 供与	救助の対象 及び方法	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受け入れる。</p> <p>(2) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p>
		費用種類及 び限度額	<p>(1) 避難所設置のため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金</p> <p>エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>オ 光熱水費</p> <p>カ 仮設便所等の設置費</p> <p>(2) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 基本額 避難所設置費：1人1日当たり 340円以内</p> <p>イ 加算額</p> <p>(ア) 高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(イ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>
		救助の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅の 供与	救助の対象 及び方法	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与する。</p> <p>(2) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(3) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上受け入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
			<p>(以下「福祉仮設住宅」という。)を建設型応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(4) 建設型応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>(5) 賃貸型応急仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>
		費用種類及び限度額	<p>(1) 建設型応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、6,775,000円以内とする。</p> <p>(2) 建設型応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(4) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じ(1)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>
		救助の期間	<p>(1) 建設型及び賃貸型応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間																												
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	救助の対象及び方法	炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。																											
		費用種類及び限度額	(1) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によって行う。 (2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。																											
		救助の期間	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																											
	飲料水の供給	救助の対象及び方法	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。																											
		費用種類及び限度額	飲料水の供給を実施するために支給できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。																											
		救助の期間	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	救助の対象及び方法	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回りの品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料																												
	費用種類及び限度額	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 (円)																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>季別期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏季（4月から9月まで）</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬季（10月から3月まで）</td> <td>38,000</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	季別期間							夏季（4月から9月まで）	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬季（10月から3月まで）	38,000	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																						
		季別期間																												
夏季（4月から9月まで）		19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																							
冬季（10月から3月まで）	38,000	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																								
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>季別期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏季（4月から9月まで）</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬季（10月から3月まで）</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	季別期間							夏季（4月から9月まで）	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬季（10月から3月まで）	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																								
季別期間																														
夏季（4月から9月まで）	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																								
冬季（10月から3月まで）	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																								

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
	救助の期間	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。	
医療及び助産	医療	救助の対象及び方法	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置を行う。 (2) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する施術者（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 (3) 医療は、次の範囲内において行う。 ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
		費用種類及び限度額	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
		救助の期間	医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。
	助産	救助の対象及び方法	(1) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。 (2) 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
		費用種類及び限度額	助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の百分の八十以内の額とする。
		救助の期間	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
災害にかかった者の救出	救助の対象及び方法	被災者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行う。	
	費用種類及び限度額	被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	
	救助の期間	被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。	
災害にかかった住宅の応急修理	救助の対象及び方法	住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難である程度に住家が半壊したものに対して行う。	
	費用種類及び限度額	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり706,000円以内とする。（半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた場合は343,000円以内とする。）	
	救助の期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）とする。	

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
生業に必要な資金の貸与	救助の対象及び方法	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図る。</p>
	費用種類及び限度額	<p>(1) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費：1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費：1件当たり 15,000円</p> <p>(2) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付す。</p> <p>ア 貸与期間：2年以内</p> <p>イ 利子：無利子</p>
	救助の期間	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内とする。
学用品の給与	救助の対象及び方法	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童（以下「小学校等児童」という。）、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒（以下「中学校等生徒」という。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行う。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 教科書</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p>
	費用種類及び限度額	<p>(1) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校等児童及び中学校等生徒：教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(ア) 小学校児童：1人当たり 4,800円</p> <p>(イ) 中学校生徒：1人当たり 5,100円</p> <p>(ウ) 高等学校等生徒：1人当たり 5,600円</p>
	救助の期間	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
埋葬	救助の対象及び方法	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p>
	費用種類及び限度額	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 219,000 円、小人 175,200 円以内とする。
	救助の期間	埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。
死体の搜索	救助の対象及び方法	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
	費用種類及び限度額	死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
	救助の期間	死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。
死体の処理	救助の対象及び方法	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>
	費用種類及び限度額	<p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1体当たり 5,400 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>
	救助の期間	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。
障害物の除去	救助の対象及び方法	障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間	
	費用種類及び限度額	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、町単位で1世帯当たり平均138,700円以内となるよう調整すること。
	救助の期間	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の対象及び方法	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。</p> <p>(1) 被災者の避難支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分</p>
	費用種類及び限度額	応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
	救助の期間	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料19-2 関連様式

1 公用負担命令書

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
1 目的物	種 類 ○ ○ ○	数 量 ○ ○ ○	
2 負担内容	使用、収用、処分		
年 月 日			
様			
浅川町長		氏 名 印	
事務取扱者		氏 名 印	

2 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
職	氏 名
上記の者に災害対策基本法第71条の規定の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
浅川町長	氏 名 印

【20 地震対策関係】

資料20-1 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

事業名	事業量	事業の概要	経費の概算額 (百万円)	実施予定 年 度
公立学校施設整備事業(学校施設環境改善交付金)	2校 6棟	耐震診断又は耐力度調査の結果をもとに、基本方針としてI s値 0.7 未満の施設については耐震補強、特にI s値 0.3 未満の建物については改築を視野に、早急に耐震化を図る。	3,200	R 5～6
公共施設耐震化事業(中央公民館耐震補強事業)	1施設	不特定多数の町民が集まる施設であり、行政機能の確保のためにも早急に耐震化の措置を講じる。	50	R 6～7
公立学校施設整備事業(学校施設環境改善交付金)(浅川町民体育館耐震化)	1施設	施設を避難所として活用するため、早急に耐震化等の措置を講じる。	168	R 6～7

資料20-2 気象庁震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注) 1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- 3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注) 1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることもある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【 2 1 被災者支援】

資料 2 1 - 1 災害弔慰金

1 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 9 月 27 日条例第 27 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順次とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別な事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に法別表に掲げる程度の障害がある時は、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|------------------------------------------------------------------|-------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失若しく流失した場合 | 350万円 |

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、措置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 49 年 9 月 26 日規則第 9 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする

2 町は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込)

第 6 条 災害援護資金（以下「貸金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第 2 号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込書にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込書は、借入申込書はその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第7条 条例第14条第1項に規定する資金の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払いの猶予を認める旨を決定したときは、支払いを猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払いの猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9

号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払いを免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第19条 この規定に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 浅川町災害見舞金等支給要綱

令和元年 12 月 17 日

訓令第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浅川町において発生した災害により被災した者(以下「被災者」という。)に災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、火災、地震、風水害及びその他の異常な自然災害により被害が生じたものをいう。
- (2) 「住家」とは、現実にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。
- (3) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (4) 「遺族」とは、災害により死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲にある者をいう。

(見舞金等の支給)

第 3 条 災害発生時に本町に居住し、その災害を受けた住家に現に居住していた世帯の世帯主に対して別表に掲げる額の災害見舞金を支給する。

2 災害発生時に本町に居住する者が、災害に起因して死亡したときには、災害発生時に死亡者と同居していた遺族又は葬祭を行う者に対して別表に掲げる額の弔慰金を支給する。

(見舞金等の申請)

第 4 条 見舞金等の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浅川町災害見舞金等支給申請書(様式第 1 号)により町長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第 5 条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を浅川町災害見舞金等決定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(支給の制限)

第 6 条 災害の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合は、見舞金等は支給しない。

2 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年浅川町条例第 14 号)第 3 条の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合は、第 3 条第 2 項に規定する弔慰金は支給しない。

(見舞金等の返還)

第 7 条 不正な手段で見舞金等を受給した者があるときは、その者から見舞金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 12 日から適用する。

別表(第3条関係)

区 分		基 準	金 額
災害見舞金	全焼, 全壊, 流失, 埋没又は水没	1世帯につき	100,000円
	大規模半壊	1世帯につき	70,000円
	半焼, 半壊	1世帯につき	50,000円
	床上浸水(準半壊含む)	1世帯につき	30,000円
	床下浸水	1世帯につき	10,000円
弔慰金	死亡した場合	1人につき	100,000円

様式第1号(第4条関係)

浅川町災害見舞金等支給申請書	
	年 月 日
浅川町長 様	
申請者 住 所 氏 名 電話番号	⑨
浅川町災害見舞金等支給要綱第4条の規定により申請します。	
1 災害見舞金	
被災者氏名 (世帯主)	
被災者住所	<small>※申請者と同じ場合は記入不要</small>
被災場所	<small>※被災者住所と異なる場合のみ記入</small>
被災年月日	年 月 日
2 弔慰金	
死亡者氏名	
死亡者住所	
申請者との続柄	
3 振込先	
金融機関	
種 類	当 座 ・ 普 通
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	
添付書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し ・預金通帳の写し ・死亡診断書の写し(弔慰金の場合) 	

第 号
年 月 日

浅川町災害見舞金等決定通知書

様

浅川町長

印

先に申請のあった災害見舞金等の支給について、次のとおり支給・不支給することに決定しましたので、浅川町災害見舞金等支給要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 見舞金等の種類
2. 支給金額
3. 支給方法
4. 不支給の理由

浅川町地域防災計画【資料編】

発 行 令和6年3月

編集発行 浅川町総務課

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15

TEL 0247 (36) 4121